

訳出にあたって

ここにアップさせていただいているのは、1959年8月1日制定のドイツ「連邦弁護士法」(Bundesrechtssanwaltsordnung)である。ドイツの連邦弁護士法については、すでに、尊敬してやまない慶應義塾大学の故石川明先生と中山幸一(現明治大学教授)ならびに二羽和彦(現中央大学教授)学兄が、法学研究第57巻第7号から9号にその訳文を發表されており、それを受けて私、森勇が、獨協法学第52号から54号に、上記の訳發表後になされた改正を取り入れ、「私訳」として改定したものを掲載させていただいた。しかし、ドイツ連邦弁護士法の改正の動きは急で、上記私訳の後も、多くの重要な改正がなされてきた。

そこで、日本比較法研究所のご厚意により、そのホームページの場を借り、現在のドイツ「連邦弁護士法」を参照していただけるようにした。

今回の改訂にあたっては、弁護士應本昌樹氏と香川大学准教授春日川路子氏のご協力をあおぎ、改正部分の修正に止まらず、先の「私訳」をブラッシュアップしていただいた。お二人に負うところ大であり、感謝に堪えない次第である。

訳出してあるのは、2016年2月19日の改正をうけた連邦弁護士法である。できうれば、改正がある都度、ご両所のご協力をいただいて、できるだけ速やかにそれを反映させていきたいと考えている。

ほかの弁護士制度に関わるドイツの法律や規則の訳も、同じくご両所のご協力をいただいて、資料としてアップできればと考えているところである。

なお、先の私訳の「はじめに」においても述べさせていただいたところであるが、訳語や訳文については、私、森勇の「思い入れ」はたまた「思い込み」を、強いてそのままにさせていただいていることをおことわりしておく。

2017年2月24日

文責 中央大学 森 勇

ドイツ連邦弁護士法

目次

第1章 弁護士

第2章 弁護士の認可

第1節 弁護士資格の認可

第1款 一般的要件

第2款 弁護士としての認可の付与、消滅

第2節 事務処と弁護士表示

第3節 行政手続き

第4節 認可事件における裁判所の判断を求める申立の手續

第5節 専門弁護士の称号

第3章 弁護士の権利および義務ならびに弁護士の職業上の協同関係

第1節 総則

第2節 弁護士会社

第4章 弁護士会

第1節 総則

第2節 弁護士会の機関

第1款 理事会

第2款 幹部会

第3款 総会

第5章 弁護士裁判所および行政法上の弁護士事件に関する裁判所手続き

第1節 弁護士裁判所

第2節 弁護士法院

第3節 連邦通常裁判所弁護士事件担当部

第6章 義務違反に対する弁護士裁判所による懲戒

第7章 弁護士裁判所手續

第1節 総則

第2節 第一審の手續

第1款 総則

第2款 手續の開始

第3款 弁護士裁判所における公判

第3節 上訴

第1款 弁護士裁判所の裁判に対する上訴

第2款 弁護士法院の裁判に対する上訴

第4節 証拠保全

第5節 仮の処分としての業務および代理の禁止

第8章 連邦通常裁判所の弁護士

第1節 総則

第2節 連邦通常裁判所弁護士の認可

第3節 連邦通常裁判所弁護士の特別な権利および義務

第4節 連邦通常裁判所弁護士会

第9章 連邦弁護士会

第1節 総則

第2節 連邦弁護士会の機関

第1款 幹部会

第2款 総会

第3款 規約委員会

第10章 弁護士事件における費用

第1節 弁護士会における行政手続の手数料

第2節 行政法上の弁護士事件における裁判所手続の費用

第3節 弁護士裁判所手続の費用、および、強制金の警告もしくは賦課または叱責について弁護士裁判所の判断を求める申立てに関する手続の費用

第11章 弁護士裁判所の処分の執行とその費用。記録の抹消

第12章 他国からの弁護士

第13章 経過規定および最終規定

第1章 弁護士

第1条 [法的問題処理機構の中における弁護士の地位]

弁護士は、法的問題処理機構を構成する独立した一機関である。

第2条 [弁護士の職務]

- (1) 弁護士は、自由職業を行う。
- (2) 弁護士の活動は、営利を目的とする業ではない。

第3条 [助言および代理を行う権利]

- (1) 弁護士は、あらゆる法律問題に関する適格な独立の助言者および代理人である。
- (2) あらゆる種類の法律問題につき、裁判所、仲裁裁判所または官署において活動することができる弁護士の権利は、連邦法によってのみこれを制限することができる。
- (3) すべての人は、法律の規定の枠内で、あらゆる種類の法律問題につき、自ら選任した弁護士から助言を受け、また、裁判所、仲裁裁判所あるいは官署において、弁護士を代理人とする権利を有する。

第2章 弁護士の認可

第1節 弁護士資格の認可

第1款 一般的要件

第4条 [弁護士業の要件]

ドイツ裁判官法に基づく裁判官の資格を取得した者、または、2000年3月9日のヨーロッパ弁護士のドイツにおける活動に関する法律 (BGBl I S.182) が定める資格取得要件を満たした者、あるいはこの法律に基づく適性試験に合格した者のみが、弁護士としての認可を受けることができる。職業資格認定法は適用されない。

第5条 [資格の共通]

ドイツの一つの州において裁判官の資格を取得した者 (第4条) は、ドイツの他のいずれの州においても、弁護士としての認可を申請することができる。

第2款 弁護士としての認可の付与および消滅

第6条 [弁護士認可の申請]

- (1) 弁護士としての認可は、申請に基づきこれを付与する。
- (2) 申請は、本法が定める理由に基づいてのみ、これを却下することができる。

第7条 [弁護士認可の拒絶]

弁護士としての認可は、次の場合にこれを拒絶しなくてはならない。

1. 申請人が、連邦憲法裁判所の裁判により、基本権を喪失したとき。
2. 申請者人、刑事裁判所の有罪判決により、高等官に就く資格を有しないとき。
3. 申請人が、確定判決をもって弁護士の職を剥奪され、かつ、判決の確定より、8年を未だ経過していないとき。第5号の適用は、これにより妨げられない。
4. 申請人に対し、裁判官弾劾手続において罷免の確定判決が下され、あるいは、分限処分手続において法律問題処理機構の職から追放する旨の確定判決が下されているとき。
5. 申請人が、弁護士の業を行うことに適さないことを示す行為を、有責に行ったとき。
6. 申請人が、自由権に立脚した民主的な基本秩序を、刑事上罰せられる方法によって覆そうとしているとき。
7. 申請人が、健康上の理由から、弁護士の業務を適正に行う能力を、継続して欠いているとき。
8. 申請人が、弁護士の業務、わけても、法的問題処理機構の独立の一機関としてのその地位にそぐわない活動を行い、あるいは、その独立性に対する信頼を損なう可能性のある活動を行っているとき。
9. 申請人が、財産欠損状態に陥っているとき。申請人の財産について倒産手続きが始まり、あるいは申請人が、倒産裁判所または執行裁判所が所管する登録簿（倒産法第26条第2項、民事訴訟法第915条）に登録されたときは、財産欠損状態にあるものと推定する。
10. 申請人が、裁判官、高等官、職業軍人または一時的に軍人であるとき。ただし、申請人が、委託されたその職務を名誉官職として行い、あるいは、その権利と義務が、1997年2月18日の議員法(BGBI I S.297)第5条、第6条、第8条および第36条ないしはこれに相当する法規定に基づくものであるときは、この限りではない。

第8条 [削除]

第9条 [削除]

第10条 [認可手続の中止]

- (1) 弁護士としての申請についての判断は、申請者に対し刑事上罰すべき行為ありとの嫌疑により捜査手続または刑事裁判所の手続が係属しているときは、これは中止することができる。
- (2) 申請者に対して、公職に就く資格を失わせることとなる犯罪を理由に、公訴が提起されたときは、申請についての判断を中止しなければならない。
- (3) ただし、弁護士としての認可の申請が、捜査手続または刑事裁判所の手続の結果如何にかかわらず拒絶されるべきときは、申請について判断しなければならない。

第11条 [削除]

第12条 [認可]

- (1) 弁護士としての認可は、弁護士会が作成した証書の交付により効力を生ずる。
- (2) 証書は、申請人が宣誓し（第12条a）、かつ、職職業賠償責任保険（第51条）の締結が証明され、あるいは、暫定的な補償引受がなされた後にはじめてこれを交付することができる。
- (3) 申請人は、認可をもって、当該認可をした弁護士会の会員となる。
- (4) 認可を受けた後、「弁護士」というその職業を表示する称号を使用して活動することが許される。

第12条a [宣誓]

- (1) 弁護士は、弁護士会において、次の宣誓をしなければならない。

「私は、全知全能の神に、その思し召しの限り、憲法上の秩序を守り、弁護士の義務を誠実に履行することを誓います。」

- (2) 宣誓は宗教的な誓詞を用いないで行うこともできる。
- (3) 法律が、ある宗教団体の構成員に、宣誓に代えて他の誓詞様式を用いることを許しているときは、その宗教団体の構成員となっている弁護士は、その誓詞様式を述べることができる。
- (4) 信教または良心の理由から宣誓をする意思のない者は、次の誓約をしなければならない。
「私は、憲法上の秩序を守り、弁護士の義務を誠実に履行することを約束します。」
- (5) 女性弁護士が第1項による宣誓または第4項による誓約をする場合、「弁護士」とあるのは「女性弁護士」とする。
- (6) 宣誓については、宣誓または誓約の文言をも記載した調書を作成しなくてはならない。調書には、当該弁護士および弁護士会理事が署名しなければならない。調書は、弁護士の身上記録にこれを綴らなければならない。

第13条 [認可の消滅]

弁護士としての認可は、弁護士の職からの排除を命じる判決が確定したとき、または認可の撤回もしくは取消が確定したとき、消滅する。

第14条 [認可の撤回および取消]

- (1) 弁護士としての認可は、それが半明していれば認可が拒絶されたはずの事実が後に明らかになったときは、将来に向けてこれを撤回しなければならない。認可の撤回は、認可が拒絶されたはずの事由がもはや存在しないときは、これをしないことができる。
- (2) 以下の場合には、弁護士としての認可は、これを取り消さなければならない。
 1. 当該弁護士が、連邦憲法裁判所の裁判により基本権を剥奪されたとき。
 2. 弁護士が、刑事有罪判決を受けたために、公職に就く資格を失ったとき。
 3. 弁護士が、健康上の理由から、弁護士の職務を適正に行なう能力を継続的に欠いているとき。ただし、当該弁護士が弁護士の職にとどまっても、法的問題処理機構を害するおそれのない場合は、この限りではない。
 4. 弁護士が、弁護士会に対し、弁護士としての認可に基づいて生ずる権利を書面をもって放棄したとき。
 5. 弁護士が、終身の裁判官もしくは高等官に任命され、または、職業軍人の職務に就き、あるいは、議員法第6条もしくはこれに準じる法規定により、再びかつての終身の裁判官、高等官もしくは職業軍人の職務関係に復し、かつ、弁護士としての認可に基づいて生ずる権利を放棄しないとき。
 6. [削除]
 7. 弁護士が、財産欠損状態に陥ったとき。ただし、これにより権利保護を求める市民の利益が害されるおそれのない場合は、この限りではない。当該弁護士の財産について倒産手続きが始まり、あるいは、倒産裁判所または執行裁判所が所管する登録簿（倒産法第26条第2項、民事訴訟法第882条b）に登録されたときは、財産欠損状態にあるものと推定する。
 8. 弁護士が、弁護士の業務、わけても、法的問題処理機構の独立の一機関としてのその地位にそぐわない活動を行い、あるいは、その独立性に対する信頼を損なう可能性のある活動を行っているとき。ただし、認可の取消が、当該弁護士にとり、受認すべき限度を超えた過酷なものとなる場合には、適用しない。
 9. 弁護士が、法定されている職業賠償責任保険（第51条）を維持していないとき。
- (3) 次の場合、弁護士としての認可を取り消すことができる。
 1. 弁護士が、義務が生じた後3月以内に、弁護士会の存する地に法律事務処を設置しないとき。

2. 弁護士が、第29条第1項または第29条a第1項により免除された場合に課された負担を、3月以内に履行しないとき。
3. 弁護士が、法律事務処を維持する義務を免れた（第29条第1項または第29条a第1項）か、または送達受領代理人が存しなくなった後3月以内に、送達受領代理人を選任しないとき。
4. 弁護士が、第27条第1項の義務を免除されることなく、その法律事務処を放棄したとき。

第15条〔認可の拒絶および取消における医事鑑定〕

- (1) 第7条第7号の拒絶事由または第14条第2項第3号の取消事由の判断に必要なときは、弁護士会は、関係人に対し、それが定める適切な一定期間内に、それが指定する医師が作成した関係人の健康状態に関する鑑定書の提出を求める。鑑定書は、検診に基づくものでなければならないし、また、嘱託医がこれを必要と判断するときは、入院検診に基づくものでなければならない。鑑定の費用は、関係人の負担とする。
- (2) 第1項の処分には、理由を付さなければならず、また、関係人に対して送達しなければならない。関係人は、この処分に対し、行政行為に対する救済を申し立てることができる。それには執行停止の効力はない。
- (3) 鑑定書が、十分な理由なく、弁護士会が定めた期間内に提出されないときは、関係人は健康上の理由から、弁護士の職務を適正に行なう能力を継続的に欠くものと推定する。関係人には、期間指定の際に、この効果を指摘しなければならない。

第16条〔削除〕

第17条〔職業表示称号使用資格の消滅〕

- (1) 弁護士としての認可の消滅（第13条）により、その職業を表示する「弁護士」の称号を称する権限は消滅する。以前権限があった旨を示す文言を付け加えてこの称号を称することも、これをしてはならない。
- (2) 弁護士会は、高齢または身体の疾病のために弁護士としての認可に基づく権利を放棄する弁護士に対し、引き続き弁護士と称することを許可することができる。
- (3) 弁護士に、弁護士としての認可の消滅をもたらす事情が後に生じたときは、弁護士会は、第2項によって付与した許可を取り消すことができる。

第2節 弁護士事務処および弁護士名簿

第18条〔削除〕

第19条ないし第21条〔削除〕

第22条〔削除〕

第23条〔削除〕

第24条〔削除〕

第25条〔削除〕

第26条〔削除〕

第27条〔法律事務処〕

- (1) 弁護士は、会員となっている弁護士会の地区に、その法律事務処を設置し、かつ、これを維持しなければならない。
- (2) 弁護士は、法律事務処を移転し、あるいは、支所を設置した場合、これを弁護士会に直ちに届け出なければならない。他の弁護士会の地区における支所の設置は、これを同弁護士会にも届け出なければならない。
- (3) 弁護士は、他の弁護士会の存する地に法律事務処を移転した場合、その受入れを同会に申請しなければならない。弁護士会は、弁護士がその地区への法律事務処の移転が証明し次第、同弁護士を受け入れる。受入れにより、従前の弁護士会における会員資格は消滅する。

第28条 [削除]

第29条 [事務処設置義務の例外]

- (1) 弁護士会は、法的問題処理機構の利益のため、または過酷な結果を回避するため、弁護士に対し、第27条第1項の義務を免除することができる。
- (2) 法的問題処理機構の利益のために必要なときは、免除を取り消すことができる。
- (3) [削除]
- (4) [削除]

第29条a [外国の法律事務処]

- (1) 本節の規定は、弁護士が外国においても法律事務処を設け、あるいは外国に滞在することを妨げない。
- (2) 弁護士会は、法的問題処理機構の優越的な利益に反しない限り、もっぱら外国にその法律事務所を置く弁護士に対し、第27条の義務を免除する。法的問題処理機構の優越的な利益のために必要なときは、免除を取り消すことができる。
- (3) 当該弁護士は、弁護士会に、外国における法律事務処の所在地およびその変更を通知しなくてはならない。

第30条 [送達受領代理人]

- (1) 弁護士が法律事務処を置く義務を免除されたときは、弁護士会に対し、国内に居住するか、または執務所を有する常設の送達受領代理人を指名しなければならない。
- (2) 弁護士から弁護士への送達（民事訴訟法第174条、第195条）もまた、当該弁護士自身に対してこれを行うのと同じく、送達受領代理人に対してもこれを行うことができる。
- (3) 第1項に反して送達受領代理人が選任されないときは、送達は郵便に付することにより（民事訴訟法第184条）これを行うことができる。送達受領人に対して送達を実施できないときも同様とする。

第31条 [弁護士会名簿および連邦弁護士連合会総名簿]

- (1) 弁護士会には、その地区において認可を受けた弁護士の電子名簿を備える。弁護士会は同名簿に蓄積されたデータを、自動化された手続きにより、連邦弁護士連合会が備える総名簿に入力する。身元確認手続きを実行した後のみ、新規登録を行う。弁護士会は入力されたデータに関し、特にその正確性および収集の適法性につき、データ保護法上の責任を負う。
- (2) 弁護士会名簿および総名簿は、官庁および裁判所、権利保護を求める市民、ならびにその他の法律上の取引に参加する者の情報に供する。名簿および総名簿の閲覧は、誰でもこれを無料であることができる。名簿および総名簿の検索は、電子検索システムにより、これを行うことができる。
- (3) 弁護士会名簿には、次の事項を登録する。
 1. 弁護士の氏名。
 2. 法律事務処の名称および所在地。事務処を備えていない場合、送達できるあて先。
 3. 置かれている支所の名称および所在地。
 4. 弁護士から送信された遠距離通信データならびに法律事務処および置かれている支所のインターネット・アドレス。
 5. 職業称号および専門弁護士称号。
 6. 認可時期。
 7. 課されている業務禁止、業務執行禁止および代理禁止。
 8. 代理人もしくは清算人の選任または送達受領代理人の指名がなされた旨。当該代理人、清算人または送達受領代理人の氏名およびあて先の情報を添える。
 9. 第29条第1項または第29条a第2項の場合、免除の内容。
- (4) 加えて、連邦弁護士連合会は、総名簿に次の事項を登録しなければならない。

1. 特別電子弁護士私書箱の表示。
2. 所属弁護士会。
3. 弁護士から通知があった場合、言語知識および活動の重点。

連邦弁護士連合会は、その登録したデータに関し、データ保護法上の責任を負う。

- (5) 弁護士会名簿および総名簿への登録は、名簿を備える弁護士会における会員資格が終了した場合、直ちに閉鎖される。登録は相当の期間の経過後に消滅する。弁護士会の変更により会員資格が終了した場合、総名簿には閉鎖および削除に代えて、更正が行われる。清算人が選任された場合、閉鎖は行われず、すでに行われた閉鎖は廃止される。削除は清算が終了した後に初めて行われる。

第31条 a [特別電子弁護士私書箱]

- (1) 連邦弁護士連合会は、総名簿に登録された各弁護士会会員のために、特別電子弁護士私書箱を設置する。連邦弁護士連合会は、特別電子弁護士私書箱の設置の後、その表示を、管轄の弁護士会にその名簿への蓄積のために伝送する。
- (2) 特別電子弁護士私書箱の設置の目的のため、弁護士会は、弁護士会への受入れを申請した者の氏名および送達可能なあて先を連邦弁護士連合会に伝送する。団体内弁護士の場合、加えて、その活動が複数の労働関係の枠組みで行われるのかが通知される。申請が撤回されるか、または、弁護士会への受入れが取り消される可能性なく却下された場合、伝送された情報は抹消される。
- (3) 連邦弁護士連合会は、2つの相互に独立した安全措置を備えた安全な手続きを通じてのみ、特別電子弁護士私書箱にアクセスできることを確保しなければならない。同連合会は、代理人、清算人および送達受領代理人も特別電子弁護士私書箱を利用できるようにしなければならない。第2項は、趣旨に即して準用される。連邦弁護士連合会は、弁護士会員およびその他の者につき、各別のアクセス権限を定めることができる。同連合会は特別電子弁護士私書箱に蓄積された通信を相当な期間後に抹消する権限を有する。特別電子弁護士私書箱はバリアフリーなものとする。
- (4) 弁護士会の変更以外の事由から弁護士会の会員資格が消滅した場合、連邦弁護士連合会は直ちに特別電子弁護士私書箱へのアクセス権限を廃止する。同連合会はこれを必要がなくなり次第抹消する。

第31条 b [ヨーロッパ弁護士名簿]

連邦弁護士連合会は、第31条第2項第3文による検索を超えて、欧州委員会のインターネット・サイト上にある電子検索システム(ヨーロッパ弁護士名簿)を通じて、ヨーロッパ弁護士名簿の対象である総名簿に登録された情報を呼び出すことができるようにする。

第31条 c [命令の授権]

連邦司法・消費者保護省は、連邦参議院の同意を得て、政令により、次の事項の詳細を定める。

1. 弁護士会の電子名簿のためのデータ収集、同名簿の管理、およびその閲覧。
2. 総名簿のためのデータ収集、総名簿の管理、および総名簿の閲覧。
3. 特別電子弁護士私書箱、特に次の事項の詳細。
 - a) 特別電子弁護士私書箱の設置およびこれに必要なデータ伝送。
 - b) バリアフリー化を含むその技術的仕様。
 - c) 特別電子弁護士私書箱の管理。
 - d) アクセス権限および利用。
 - e) 通信の抹消。
 - f) 特別電子弁護士私書箱の抹消。

第3節 行政手続き

第32条 [行政手続きの補充的適用]

- (1) 本法または本法に基づき発せられる政令による行政手続きには、別の定めがない限り、行政手続法が適用される。行政手続きは、行政手続法の規定による統一の官署を通じて、これを行うことができる
- (2) 申請については、3月の期間内に決定する。行政手続法第42条a第2項第2文ないし第4文は、これを準用する。第15条の場合、医事鑑定書の提出により初めて期間が開始する。第10条は妨げられない。

第33条 [事物管轄および土地管轄]

(1) 本法またはこれに基づき発せられる政令の施行については、別の定めがない限り、と弁護士会がこれを管轄する。

- (2) 連邦司法・消費者保護省は、本法により与えられる任務および権能を、連邦通常裁判所長官に委任する権限を有する。州政府は、本法により州行政に与えられる任務および権能を、政令により下位官庁に委任する権限を有する。州政府は、同権限を、政令により州行政に委任することができる。
- (3) 次のいずれかの場合に、当該弁護士会が土地管轄を有する。

1. 当該弁護士がその会員であるとき。
2. 同弁護士会に弁護士としての認可が申請されたとき。ただし、第1号により他の弁護士会に管轄がない場合に限る。
3. 弁護士としての認可を有するか、あるいはこれを申請している会社の本店所在地が同弁護士会の地区にあるとき。

他の弁護士会への受入れが申請された場合(第27条第3項、第46条c第4項第3文)、同弁護士会がこれについて決定する。

第34条 [送達]

弁護士としての認可もしくは弁護士会の会員資格を基礎づけるか、拒絶するか、もしくは消滅させる行政行為、または、免除もしくは許可を拒絶するか、撤回するかもしくは取り消す行政行為は、これを送達しなければならない。

第35条 [行政手続における代理人の選任]

弁護士会の求めにより行政手続きにつき代理人を選任する場合、弁護士を選任するものとする。

第36条 [事実関係の調査、個人に関するデータ、通知義務]

- (1) 弁護士会は、認可案件における事実関係の調査のため、無制限の情報を、連邦中央登録法第41条第1項第1号により、標準照会として得ることができる。
- (2) 裁判所および官庁は、個人に関するデータを知ることが、伝送する立場からみて、弁護士職の認可、弁護士会における会員資格の発生もしくは消滅、許可の撤回もしくは取消のため、または、戒告手続きもしくは弁護士法院の手続きの遂行のため必要であるときは、同データを弁護士会または決定につき管轄する官署に伝送する。次のいずれかの場合には、伝送を行わない。
 1. 伝送により保護すべき利益が侵害され、かつ、弁護士会または決定につき管轄する官署の情報利益が、伝送しないことに対する関係者の利益を上回らないとき。
 2. 特別の法律上の利用規律が妨げとなるとき。

租税債務の残高に関する情報は、公課法第30条にかかわらず、財産欠損状態による認可取消の準備のために、これを伝送することができる。弁護士会は租税データを伝送された目的のためにだけに用いることができる。

- (3) 弁護士が、本法が適用される他の自由職の職業団体の会員である場合、弁護士会は同弁護士についての個人に関するデータを同職業団体に伝送することが許される。ただし、当該情報を知ることが、伝送する立

場からみて、同職業の認可または戒告手続きもしくは職業上の裁判手続きを関連する当該他の職業団体の任務を果たすために必要であるときに限る。第2項第2文は、これを準用する。

- (4) 弁護士が、同時に公証人団体に属し、かつ、弁護士会における会員資格が死亡以外により終了した場合、同弁護士会はこれを州司法行政および公証人会に遅滞なく通知する。

第36条 a [削除]

第4節 [削除]

第37条ないし第42条 [削除]

第3章 弁護士の権利および義務ならびに弁護士の職業上の協力関係

第1節 総則

第43条 [一般的な職務上の義務]

弁護士は、良心に従ってその職務を行わなければならない。弁護士は、職務の内外を問わず、弁護士という地位が要求する尊敬と信頼にふさわしい態度をとらなければならない。

第43条 a [弁護士の基本的義務]

- (1) 弁護士は、その独立性を損なうおそれのあるいかなる義務も、これを引き受けてはならない。
- (2) 弁護士は守秘義務を負う。この義務は、弁護士がその職務を行うにあたり知ることとなったすべての事項におよぶ。公知の事実またはその意義からして秘密保持の必要がない事実については、その対象外とする。
- (3) 弁護士は、その職務を行うにあたり、事に則さない行動をとってはならない。事に則さないとは、わけても、知りつつ真実に反することを伝播させる行動、あるいは、他の関与者もしくは手続経過が何らその契機を与えてはいない名誉を毀損する発言となる行動をいう。
- (4) 弁護士は、相反する利益をとともに代理してはならない。
- (5) 弁護士は、弁護士に委託された財産の取扱にあたっては、必要な注意をはらう義務を負う。他人の金銭は、直ちにその受領権者に引き渡すか、あるいは、別の口座に振り込まなければならない。
- (6) 弁護士は、継続して研鑽に努める義務を負う。

第43条 b [宣伝]

弁護士の宣伝は、それが、業務の形態およびその内容を事に則して報告し、かつ、個別事件の委任を受けることに向けられていないものに限りこれを行うことができる。

第43条 c [専門弁護士]

- (1) ある法領域につき特別の見識と経験を取得した弁護士に対しては、専門弁護士の称号を名乗る権限を与えることができる。専門弁護士の称号は、行政法、税法、労働法および社会法、ならびに第59条 b 第2項第2号の a による職業規則における規約により定められる法領域についてこれを与える。この権限は、最高三つの法領域について与えることができる。
- (2) この許可の付与を求める弁護士の申請については、弁護士会に設ける委員会が、当該弁護士から提出された特別の見識と経験の取得についての証明を審査した後、弁護士会理事会がこれを判断する。
- (3) 弁護士会理事会は、専門領域毎に委員会を設け、その構成員を任命する。1つの委員会は、最低3名の弁護士により構成される。この弁護士は、複数の委員会の構成員を兼ねることができる。第75条および第76条は、これを準用する。複数の弁護士会は、共同の委員会を設けることができる。
- (4) 後に、それが分かっているならば許可は拒絶されていたはずの事実が判明したときは、弁護士会理事会は、専門弁護士の称号を名乗る許可を、将来に向けて撤回することができる。職業規則が規定する継続研鑽を怠った場合には、許可を取り消すことができる。

第43条 d [取立役務における説明義務および情報義務]

- (1) 取立役務を提供する弁護士は、債権を個人に対して行使する場合、最初の行使の際に、次の情報を明確に、かつ、わかりやすく伝えなければならない。
1. 依頼者の名称または商号。
 2. 債権の原因、契約の場合、契約の目的および契約締結日の説明を付する。
 3. 利息を主張する場合、利息を生じる債権、利率および利息算定期間の説明を付した利息計算。
 4. 法律上の遅延利率を超える利率を主張する場合、特にその旨の指摘およびどのような事情に基づき高い利率を主張するのかの陳述。
 5. 取立手数料またはその他の取立費用を主張する場合、その種類、水準および発生原因。
 6. 取立手数料とともに売上税額を主張する場合、依頼者がその金額を前段階税額として控除できない旨の説明。

加えて、照会があった場合、弁護士は当該個人に次の情報を通知しなければならない。

1. 召喚可能な依頼者のあて先。ただし、これにより依頼者の保護すべき利益が侵害されるとの説明がないときに限る。
 2. 債権が生じた者の名称または商号。
 3. 契約の場合、契約締結の重要な事情。
- (2) 自身の営業または自営業の活動と関係のない債権を行使されるあらゆる自然人は、第1項の意味における個人である。

第44条 [受任拒否の通知]

弁護士は、業務の依頼を受け、その依頼を引き受ける用意のないときは、遅滞なく受認しない旨を通知しなければならない。弁護士が、この通知を、その責に帰すべき事由により遅滞したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第45条 [業務の禁止]

- (1) 弁護士は、以下の場合は、その業務を行ってはならない。
1. 弁護士が、裁判官、仲裁人、検察官、公務員、公証人、公証人職務代行または公証人の管理人として、すでに同一の事件に関与していたとき。
 2. 弁護士が、公証人、公証人職務代行または公証人の管理人として、証書を作成し、その証書の法的効力または解釈が争われているか、あるいは、それに基づき執行が行われるとき。
 3. 弁護士が、倒産管財人、相続財産管理人、遺言執行者、財産管理人またはそれと同種の役割を担う者としてすでに関与した事件において、その弁護士が管理していた財産の帰属者を相手方とするとき。
 4. 弁護士が、その弁護士としての活動外または第59条 a 第1項の意味におけるその他の活動外において、業務上同一事件にすでに関与していたとき。ただし、当該の職業活動を終えたときは、この限りではない。
- (2) 弁護士は、以下のことをしてはならない。
1. 弁護士としてすでにかかわった、管理に服すべき財産の帰属者を相手とする事件に、倒産管財人、相続財産管理人、遺言執行者、財産管理人またはそれと同種の役割を担う者として関与すること。
 2. 弁護士としてすでにかかわった事件に、その弁護士としての活動外または第59条 a 第1項の意味におけるその他の活動外において、業務上関与すること。
- (3) 第1項および第2項の制限は、当該弁護士と共同事務所形態を営み、またはその他の形で合同してその業務を行いあるいは行っていた弁護士およびその他の職業に従事する者にもこれを適用するとともに、その限りにおいては、これらの者のうちの一人が、第1項および第2項の意味においてかかわっていた場合においてもまた、これを適用する。

第46条〔被用者弁護士；団体内弁護士〕

- (1) 弁護士は、その業務を、弁護士、弁理士、または弁護士会社もしくは弁理士会社として活動する使用者の被用者として、行うことができる。
- (2) 第1項に挙げた者または会社以外の者の被用者は、労働関係の範囲で使用者のために弁護士活動を行う限り（団体内弁護士）、弁護士として、その業務を行う。団体内弁護士は第1文の活動を行うためには第46条aによる弁護士職の認可を要する。
- (3) 労働関係が、次の専門的独立性および自己責任により行われる活動ならびに次の特徴によって形作られている場合、第2項第1文の意味における弁護士活動にあたる。
 1. 事実関係の解明を含む法律問題の検討、ならびに解決可能性の立案および評価。
 2. 法的助言を与えること。
 3. 特に自律的な交渉によって法律関係を形成したり、あるいは権利を実現したりするように、活動を方向付けること。
- 四 外部に責任を負う者として行動する権能があること。
- (4) 自主的な法的状況の分析および個別事案に応じた法的助言を排除する指示を守らなければならない者は、第3項の意味における活動の専門的独立性を有しない。団体内弁護士の職務遂行の専門的独立性は、契約上および事実上、保証されなければならない。
- (5) 団体内弁護士の助言および代理の権能は、使用者の法律事件に限られる。次のものはこれに含まれる。
 1. 株式会社第15条の意味における結合企業の内部における法律事件
 2. 使用者のその構成員に対する許された法役務。ただし、当該使用者におけるリーガル・サービス法第7条または同法第8条第1項第2号による団体または労働組合に関するものに限る。
 3. 使用者の第三者に対する許された法役務。ただし、当該使用者における第59条aに挙げられた共同事務所形態をとることのできる職業の構成員またはそうした職業の職務執行会社に関するものに限る。

第46条a〔団体内弁護士としての認可〕

- (1) 団体内弁護士としての認可は、申請により、次のすべてを満たす場合に与えられる。
 1. 第4条による弁護士業に対する一般的認可要件が満たされているとき。
 2. 第7条による認可拒絶事由が1ないとき。
 3. その活動が第46条第2項ないし第5項の要求に適合するとき。
第1文による認可は、複数の労働関係についてこれを与えることができる。
- (2) 団体内弁護士の認可については、土地管轄を有する弁護士会が年金保険者の聴聞の後に決定する。決定は、これを申請者および年金保険者に送達しなければならない。申請者と同様に、年金保険者も、第1文による決定に対する第112条a第1項および第2項による権利保護が与えられる。年金保険者は、社会法典第VI編第6条第1項第1号および第3項による法定年金保険における保険義務の免除の決定をする場合、第1文による弁護士会の確定力のある決定に拘束される。
- (3) 認可の申請には、労働契約の正本または公証謄本を添付しなければならない。弁護士会はそのほかの証拠の提出を求めることができる。
- (4) 認可手続きは、次の条件を付したうえで、第10条ないし第12条aの例による。
 1. 第12条第2項にかかわらず、職業賠償責任保険の締結の証明または暫定的な補償引受を要せず、かつ
 2. 第4項にかかわらず、「弁護士（団体内弁護士）」の職業上の称号で、活動を行わなければならない。

第46条b〔団体内弁護士としての認可の消滅および変更〕

- (1) 団体内弁護士としての認可は、第13条に準拠して消滅する。
- (2) 団体内弁護士としての認可の撤回および取消には、第14条および第15条が、第14条第2項第9号を例外として、適用される。さらに、労働契約上の労働関係の態様または事実上行われる活動が、もはや第

46条第2項ないし第5項の要求に適合しなくなったときは、団体内弁護士としての認可は、その全部または一部を取り消さなければならない。第46条a第2項は、これを準用する。

- (3) 第46条aの認可の後に新たな労働契約が加わるか、または、既存の労働契約内において本質的な活動の変更がなされた場合、申請により、第46条aに準拠して、そこに挙げられた条件のもと、認可は新たな労働契約または変更された活動に拡張されるものとする。
- (4) 団体内弁護士は、第56条第3項により管轄権を有する官署に、第56条第3項の届出義務および提出義務のほか、次の活動に関する変更のすべてを届け出なければならない。
 1. 活動に関する労働契約のすべての変更。これには新たな労働関係の追加をも含む。
 2. 労働契約内におけるすべての本質的な活動の変更。第1文第1号の場合、届出には、変更された労働契約の正本または公証謄本を添付しなければならない。第57条は、これを準用する。

第46条c〔団体内弁護士に関する特則〕

- (1) 法律上、別の定めがない限り、団体内弁護士には、弁護士に関する規定が適用される。
- (2) 団体内弁護士は、次の場合、その使用者を代理してはならない。
 1. 地方裁判所、上級地方裁判所および連邦通常裁判所における民事法上の手続きおよび非訟手続き。ただし、当事者または関係人が弁護士によって代理されなければならない場合または書面に弁護士が署名しなければならないことが定められている場合に限る。
 2. 労働裁判所法第11条第4項第1文に挙げられる裁判所。ただし、使用者が労働裁判所法第11条第4項第2文の意味における代理権のある代理人である場合はこの限りでない。
使用者および従業員に対する刑事手続きおよび過料手続きにおいて、団体内弁護士は、弁護人または代理人として活動してはならない。刑事手続きまたは過料手続きの目的が企業に関する行為非難である場合、第4条の意味における弁護士としての活動もしてはならない。
- (3) 団体内弁護士の活動には、第44条、第48条ないし第49条a、第51条および第52条は適用されない。
- (4) 第27条は、団体内弁護士に、通例の職場を法律事務処をみなすとの条件を付して適用される。団体内弁護士が同時に第4条により認可されているか、または複数の労働関係の範囲で団体内弁護士として活動している場合、各活動につき、各別の法律事務処が設立および維持されなければならない。そのうち一つは、会員となっている弁護士会の地区にあるものでなければならない。弁護士は、第2文に挙げられた場合において他の弁護士会の地区に活動の重点を移転しようとするときは、第27条第3項の条件で同会への受入れを申請しなければならない。同申請は、これを新たな認可の付与または第46条b第3項の認可の申請に併合することができる。
- (5) 第31条による名簿には、第31条第3項に挙げられている情報に加えて、団体内弁護士として弁護士としての認可がなされた旨が収録されなければならない。団体内弁護士が同時に第4条により認可されているか、または複数の労働関係の範囲で団体内弁護士として活動している場合、各活動につき各別の登録がなされなければならない。

第47条〔公務員の職にある弁護士〕

- (1) 終身任用でない裁判官または高等官として任用されている弁護士、期間を定めて兵士として召集された弁護士、あるいは、一時的に公務員の職にある弁護士は、受託したその任務を名誉職として行う場合を除き、弁護士としての業務を行ってはならない。ただし、弁護士会は、法的問題処理機構の利益を害するおそれのないときは、弁護士の申立に基づき、弁護士のために代理人を選任し、または弁護士に自らその業務を行うことを許可することができる。

(2) 弁護士が、高等官に任用されることなく公職につき、かつ、その公職を規律する規定より弁護士としての業務を自ら行うことが許されないときは、弁護士会は、その申請に基づき、当該弁護士のためにその代理人を選任することができる。

(3) [削除]

第48条 [訴訟代理の引受義務]

(1) 弁護士は、以下の場合には、裁判所の手続において一方の当事者の代理または補佐を引受けなければならない。

1. 民事訴訟法第121条、倒産法第4条a第2項または他の法規に基づき、当事者の権利を仮に保護するために、当面无報酬で当事者への付添を命ぜられたとき。
2. 民事訴訟法第78条bおよび第78条cに基づき、当事者への付添を命じられたとき。
3. 家事事件および非訟事件における手続に関する法律第138条に基づき、補佐人として相手方への付添を命じられたとき。

(2) 重大な理由があるときは、弁護士は、付添命令の取消しを申立てることができる。

第49条 [必要的弁護、必要的補佐]

(1) 弁護士は、刑事訴訟法または秩序違反法の規定により、刑事事件における国際司法共助に関する法律あるいは国際刑事裁判所法の規定により、弁護士または補佐人に選任されたときは、弁護または補佐を引受けなければならない。

(2) 第48条第2項はこれを準用する。

第49条a [法律相談援助引受義務]

(1) 弁護士は、法律相談援助法が定める法律相談援助を引き受けなければならない。弁護士は、個々の場合において、重大な事由があるときは、法律相談援助を拒むことができる。

(2) 弁護士は、低額所得の権利保護を求める市民に対する法律相談のための弁護士職層が設置する施設に協力しなければならない。弁護士は、個々の場合において、重大な事由があるときは、法律相談援助を拒むことができる。

第49条b (報酬)

(1) 弁護士報酬法が別に定めている場合を除き、それが規定するより少額の報酬ならびに経費を合意しあるいは要求することは許されない。弁護士は、個々の場合において、依頼者個人に関わる特別の事情、わけても依頼者の困窮状況を考慮し、受任終了後、報酬または経費を減額ないしは免除することができる。

(2) 報酬ないしはその額を、事件の結果あるいは弁護士としての活動の成果にかからせる合意、または、弁護が勝訴により得た金額の一部を取得する旨の合意（成功報酬）は、弁護士報酬法が別に定めている場合を除き、これをしてはならない。弁護士が、裁判費用、行政費用およびその他の関係人の費用を負担する義務を負う旨の約定は、これをしてはならない。別の条件なく、単に法定報酬を上回ることを約定する場合、第1文の意味における成功報酬には当たらない。

(3) 依頼の斡旋に対して、報酬の一部またはその他の利益を交付すること、およびこれを受領することは、弁護士との関係であれ、あるいはどのような第三者との関係であれ、許されない。ただし、弁護士報酬法別表第1の第3400番の範囲を超える活動を行った他の弁護士に対して、相当の報酬を与えることは許される。仕事をしたことに対し報酬を与えるに当たっては、関与した弁護士の責任および責任を負わされる危険ならびにその他の事情を考慮しなければならない。このような報酬に関する合意を、依頼者の紹介の条件としてはならない。複数の弁護士が受任したときは、協同して事件を処理し、そして、その仕事、責任および責任を負わされる危険に応じた妥当な割合において、弁護士間でその報酬をわけることが許される。第2文および第3文は、連邦通常裁判所で認可を受けている弁護士には、これを適用しない。

- (4) 弁護士または弁護士の業務共同体（第59条a）への報酬債権の譲渡またはその取立の委託は、許される。その他の場合、報酬債権の譲渡またはその取立の委託は、依頼者の明示的な書面による同意があるかまたは債権が確定力をもって確認されている場合に限り、許される。依頼者には、同意の前に、新債権者または取立権者に対する弁護士の情報義務について、説明がなされなければならない。新債権者または取立権者は委任された弁護士と同様の守秘義務を負う。
- (5) 請求すべき報酬が訴額を基準として定められる場合、弁護士は受任前にその旨を指摘しなければならない。

第50条〔弁護士の手元記録〕

- (1) 弁護士は、手元記録を作成して、その活動を整理された形で示せるようにしておかなくてはならない。
- (2) 弁護士は、委任義務の終了後5年間、手元記録を保管しておかなければならない。ただし、この義務は、弁護士が依頼者に手元記録を受領するよう催告し、依頼者がこの催告を受けた後6ヶ月以内にこの催告に応じないときは、先の期間の満了前に消滅する。
- (3) 弁護士は、報酬および費用の支払いを受けるまで、依頼者に手元記録の引渡しを拒むことができる。ただし、手元記録または個々の書類を渡さないことが、諸々の事情に照らし不適切なときは、この限りではない。
- (4) 本条第2項および第3項の意味における手元記録とは、弁護士がその職務活動に関して依頼者からまたは依頼者のために受け取った書類のみを指し、弁護士と依頼者との間で取り交わされた手紙および原本または謄本ですでに依頼者が受領している書類はこれにあたらぬ。
- (5) 第4項は、弁護士が、その手元記録の管理にコンピューターを利用している場合に準用する。

第51条〔職業賠償責任保険〕

- (1) 弁護士は、その業務活動により財産上の損害に対して賠償責任を負うことになる危険をカバーするための職業賠償責任保険を締結し、かつまた、認可を受けている期間を通じて、この保険を維持する義務を負う。この保険は、国内において事業を営む権限を有する保険業者が、保険監督法の定める基準にのっとった普通保険約款に従って引き受けたものでなければならず、また、民法第278条または第831条により弁護士が責任を負わなければならない財産上の損害をもその対象とするものでなければならない。
- (2) 保険契約は、弁護士に対する私法的な内容の法律上の賠償請求権を発生させる可能性のあるすべての個々の義務違反を、その保険保護の対象とするものでなければならない。保険契約にあたっては、単一の依頼の解決にあたり生じたすべての義務違反を、それが弁護士の行為によるものかそれとも弁護士が用いた補助者の行為によるものかを問わず、1個の保険事故とする旨を合意することができる。
- (3) 以下の責任は、これを保険の対象外とすることができる。
 1. 故意による義務違反に基づく損害賠償請求権。
 2. 外国に開設または置かれた法律事務処ないしは事業処に関する活動に基づく損害賠償請求権
 3. ヨーロッパ外の法についての相談およびそれとの取り組みに関連した活動に基づく損害賠償請求権
 4. ヨーロッパ外の裁判所における弁護士の活動に基づく損害賠償請求権
 5. 弁護士が雇用している者、その身内または共同経営者による横領に基づく損害賠償請求権
- (4) 最低保険金額は、各保険事件につき、25万ユーロとする。一保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の給付は、これを最低保険金額の4倍の額に制限することができる。
- (5) 自己負担を最低保険金額の100分の1までとする合意は、これを行うことができる。
- (6) 保険契約にあつては、保険者は、所管の弁護士会に対して、連邦通常裁判所における弁護士の場合は連邦司法・消費者保護省に対しても、保険契約の開始、終了または告知、ならびに、定められた保険保護に影響を及ぼすすべての保険契約の変更を、遅滞なく通知しなくてはならない。弁護士会は、第三者に対し、損害賠償請求権の行使のために、申請に基づき、弁護士の職業賠償責任保険の名称および宛先、ならびに

保険番号に関する情報を与えないことにつき弁護士に優先して保護すべき利益がない場合に限り、これを与える。弁護士としての認可が消滅した場合も同様とする。

- (7) 保険契約法第117条第2項の意味における所管庁は、弁護士会とする。
- (8) 連邦司法・消費者保護省は、経済状況の変化に伴い被害者に十分な保護を確保するために必要となったときは、連邦弁護士会の意見を聞いたうえで、連邦参議院の同意のもと、命令をもって最低保険金額を変更する権限を有する。

第51条 a [有限職業責任パートナーシップ会社の職業賠償責任保険]

- (1) 有限職業責任パートナーシップ会社（パートナーシップ会社法第8条第4項）の職業賠償責任保険は、法律問題についての助言および代理から生じる財産損害に関する賠償責任の危険をカバーするものでなければならない。第51条第1項第2文、第2項、第3項第2号ないし第5号および第5項ないし第7項は、これを準用する。会社の本店所在地にある弁護士会が管轄する。
- (2) 最低保険金額は、各保険事故につき、250万ユーロとする。1保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の給付は、これを最低保険金額にパートナーの数を乗じた額に制限することができる。ただし、1保険年度に生じたすべての損害に対する年間最高給付は、少なくとも最低保険金額の4倍の額に達しなければならない。
- (3) 連邦司法・消費者保護省は、経済状況の変化に伴い被害者に十分な保護を確保するために必要となったときは、連邦弁護士会の意見を聞いたうえで、連邦参議院の同意のもと、命令をもって最低保険金額を変更する権限を有する。

第52条 [損害賠償請求権の制限合意]

- (1) 依頼者と弁護士間の契約関係に基づいた、過失に起因する損害の填補を求める依頼者の請求権は、これを次のように制限することができる。
 - 1. 個々の場合における書面による合意により、最低保険金額までとすること。
 - 2. あらかじめ作成された契約条件により、その額までの保険保護があるときは、軽過失の場合に関しては、最低保険金額の4倍とすること。第1文は、業務共同体につきこれを準用する。
- (2) 共同事務所形態の構成員は、共同事務所形態と依頼者との間の契約関係に基づき、連帯債務者として責任を負う。個人としての損害賠償責任は、同じくあらかじめ作成された契約条件により、その独自の職業上の権限の枠内で依頼の処理にあたり、かつまたその名前が明記されている共同事務所の個別構成員に、これを限定することができる。このような制限に同意する旨の宣言には、一切他の宣言が含まれてはならず、かつまた依頼者がこれに署名しなければならない。

第53条 [一般代理人の選任]

- (1) 弁護士は、以下の場合、自己の代理人を置かなければならない。
 - 1. 1週間を超えて、その業務を行うことを妨げられるとき。
 - 2. 1週間を超えて、その法律事務処を不在にするとき。
- (2) 代理が1ヶ月の期間を超えず、かつ、当該弁護士と同一の弁護士会に所属する弁護士が代理を引き受けるときは、弁護士は、自ら代理人を選任することができる。1暦年において生じ得るすべての支障ある場合につき、あらかじめ代理人を選任することもできる。その他の場合においては、代理人は、弁護士の申立てにより弁護士会がこれを選任する。
- (3) [削除]
- (4) 弁護士会は、弁護士に代理を委任すべきものとする。弁護士会は、このほかに、裁判官資格を有する者、あるいは、少なくとも12ヶ月間の研修を終えた司法修習生もまた、これを代理人に選任することができる。第7条は、これを準用する。

- (5) 第1項の場合において、弁護士が第2項第1文の処置をとらず、または第2項第3文による代理人選任の申請をしなかったときは、弁護士会は、職権により代理人を選任することができる。ただし、代理人の選任は、弁護士に対し、自ら代理人を選任するかまたは第2項第3文による申請をするようあらかじめ促し、加えてあらかじめ定められた期間が徒過されたときにはじめてこれを行うものとする。職権で代理人に選任された弁護士は、重大な事由がある場合のみ代理を拒むことができる。
- (6) 第2項第1文の場合には、弁護士は、代理人の選任を弁護士会に届け出なければならない。
- (7) 代理人は、自己が代理する弁護士の弁護士としての諸権限を有する。
- (8) 選任はこれを取り消すことができる。
- (9) 代理人は、独自の責任においてその活動を行うが、被代理人の利益のため、その計算と費用により、これを行う。民法第666条、第667条および第670条は、これを準用する。
- (10) 職権で選任された代理人は、法律事務処内に立ち入り、当該弁護士の管理下にある受託財産を含め、事務処に属するものを、その占有下におさめ、引渡しを求め、そしてまた、処分する権限を有する。本人の指示に従う必要はない。本人は、代理人の活動を妨げてはならない。本人は、職権で選任された代理人に、相当な額の報酬を支払わなくてはならず、諸般の事情からみて必要なときは、そのための担保を提供しなくてはならない。当事者が、報酬または担保の額に合意できないとき、または、負担する担保を提供しないときは、弁護士会理事会が、本人または代理人の申立に基づき、報酬額を決定する。代理人は、合意されあるいは定められた報酬の前払いを受ける権限を有する。決定された報酬については、弁護士会が、保証人として、その責任を負う。

第54条 [削除]

第55条 [法律事務処清算人の選任]

- (1) 弁護士が死亡した場合、弁護士会は、弁護士または裁判官資格を取得したその他の者を、法律事務処の清算人に選任することができる。この場合、第7条は、これを準用する。清算人は、原則として1年を超えてこれを選任してはならない。清算人が、未解決の事件を未だ終わらせられないことを疎明したときは、その申立に基づき、各最高1年その任命を延長する。
- (2) 清算人は、未解決の事件を処理する義務を負う。清算人は、処理中の委任を引き続き行う。また、当初6ヶ月以内は、新たに委任を受けることもできる。清算人は、死亡した弁護士が有していた弁護士としての諸権限を有する。清算人は、当事者が他の方法でその権利の確保をはかっている限り、未解決の事件に関して当事者から委任を受けたものとみなす。
- (3) 第53条第5項第3文、第9項および第10項は、これを準用する。清算人は、相続人の計算の下、自己の名において、死亡した弁護士の費用請求権主張する権限を有するが、費用確定手続意外は、その義務を負わない。
- (4) 選任はこれを取り消すことができる。
- (5) 清算人は、弁護士としての認可が消滅した元弁護士の法律事務処についても、これを選任することができる。

第56条 [弁護士会理事会に対する特別の義務]

- (1) 監督事件および抗告事件において、弁護士は、弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事に情報を開示し、そしてまた、要求があるときは、手元記録を提出し、かつ弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事の前に出頭する義務を負う。弁護士がこれを行うとその守秘義務に反し、または、真実を答えあるいは手元記録を提出すると、その刑事上罰すべき行為、秩序違反あるいは職業上の義務違反を理由に追求を受けるおそれがあり、かつ当該弁護士がこれを摘示したときは、その限りにおいて、これを適用しない。弁護士には、この情報開示拒絶権を教示しなければならない。

- (2) 弁護士会の調停事件において、弁護士は、要求があるときは、弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事の前に出頭する義務を負う。弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事が、審査の後、出頭により合意が促進され得るとの結論に至った場合、これを命じるべきものとする。
- (3) 弁護士は、弁護士会理事会に対し以下のことを遅滞なく通知しなければならない。
 1. 弁護士が、被用者となったこと、または、既存の被用関係に重大な変更が生じたこと。
 2. 弁護士が、継続的または一時的に、任用期間に定めのある裁判官、高等官、職業軍人または軍人となったこと。
 3. 第47条第2項の意味における公務員となったこと。
- (4) 要求があるときは、弁護士会理事会に対し、その被用関係に関する資料を提出しなければならない。

第57条〔特別義務違反に対する強制金〕

- (1) 弁護士に第56条の義務の履行を促すため、弁護士会理事会は弁護士に対し強制金を課すことができ、またこの強制金は、繰り返しこれを課すことができる。1回の強制金の額は、1000ユーロを超えてはならない。
- (2) 強制金は、あらかじめ、理事会または会長が書面によりこれを警告しなければならない。強制金の警告および賦課は、これを弁護士に送達しなければならない。
- (3) 弁護士は、強制金の警告および賦課に対し、その送達から1ヶ月以内に、弁護士法院の判断を申し立てることができる。申立は、弁護士会理事会あてに、書面によりこれを行わなければならない。理事会は、自ら申立を理由ありと判断するときは、その処分を更正しなければならない。そうでないときは、申立を、遅滞なく弁護士法院に提出しなければならない。弁護士会がある地をその管轄地域とする上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。その他の点については、刑事訴訟法の抗告に関する規定を、その趣旨に従い準用する。反対陳述（刑事訴訟法第308条第1項）は弁護士会理事会がこれを行なう。検察は手続に関与しない。弁護士法院の決定に対しては、不服を申立てることができない。第116条第2項はこれを準用する。
- (4) 強制金は弁護士会の収入とする。強制金は、会計が発行する執行力の証明を付した賦課の判決の認証謄本に基づき、民事事件における判決の執行に適用される規定に従って、これを徴収する。

第58条〔身上記録の閲覧〕

- (1) 弁護士は、自己の身上記録を閲覧する権限を有する。
- (2) 弁護士は、自己の身上記録閲覧権を、本人自らまたは代理権を与えた他の弁護士を介してのみ行使することができる。
- (3) 弁護士または弁護士から授権された代理人は、閲覧にあたり、書類の記録内容を書取り、あるいは個々の書面の謄本を作成することができる。

第59条〔司法修習生の教育〕

弁護士は、妥当な範囲内において、司法修習生の教育に協力すべきものとする。自己のもとで修習に就いている司法修習生に対して、弁護士の任務を教示し、これを指導し、かつ実務に携わる機会を与えなければならない。教育は、わけても、裁判上および裁判外での弁護士の活動、依頼者との対応、弁護士の職業法および弁護士事務所の組織をその対象とするものとする。教育の対象は、特に裁判上および裁判外の弁護士活動、依頼者との付合い、弁護士の職業法ならびに法律事務所の組織とする。

第59条a〔業務の共同〕

- (1) 弁護士は、その固有の職業上の権限の枠内において共同して業務にあたるべく、弁護士会および弁理士の会の会員、税理士、経理士、会計士ならびに宣誓した監査士と連携することができる。刑事訴訟法第137条第1項第2文および裁判所における代理に関する規定は、これを妨げない。同時に公証人でもある弁護士は、その弁護士としての業務活動に関してのみ、かかる連携に加わることができる。その他について

は、同時に公証人でもある弁護士との連携は、公証人の職務に関する法の定めるところおよびそれが求められるところによる。

(2) 弁護士は、次の者とも共同して業務にあたることができる。

1. EU加盟国から来た弁護士職にある者で、ヨーロッパ弁護士のドイツにおける活動に関する法律または第206条により、本法の施行領域内において営業し、かつ、その法律事務処を外国に置くことを認められているもの
2. その教育および権限において、弁理士法、税理士法または会計士法の定める職業に相当する業務を行ない、かつ、本法の施行域内において弁理士、税理士、経理士または会計士と共同して業務にあたることのできる、外国の税理士、経理士、会計士または宣誓した監査士

(3) 合同事務所については、第1項および第2項を準用する。

第59条b [規則制定権]

(1) 職業上の権利および義務の詳細については、規約をもって職業規則にこれを規定する。

(2) 職業規則においては、本法の規定の範囲において、以下の点の詳細を定める。

1. 一般的な職業上の諸義務と原則的諸義務
 - a 誠実性
 - b 独立性の確保
 - c 守秘義務
 - d 事に則していること
 - e 利益相反代理の禁止
 - f 預かり金品の取扱
 - g 法律事務処設置義務
2. 専門弁護士の称号を名乗ることと関連する特別の職業上の義務
 - a 本法が定める以外において、さらに専門弁護士の称号を与えることができる法分野の決定
 - b 専門弁護士の付与の要件に関する規律、および、許可の付与、撤回および取消手続きに関する規律
3. 宣伝およびその自ら表示する関心分野の表示に関連する特別の職業上の義務
4. 業務活動の引受の拒否に関連する特別の職業上の義務
5. 以下に関する特別の職業上の義務
 - a 受任、その履行および終了に関連する義務
 - b 法律相談扶助、手続費用扶助および訴訟費用扶助の枠内における市民に対する義務
 - c 低所得層の権利保護を求める市民に対する法律相談にあたっての義務
 - d 手元記録の管理に際しての義務
6. 裁判所および官庁に対する特別の職業上の義務
 - a 閲覧に供された記録およびそれから得た知見の利用に際しての義務
 - b 送達に際しての義務
 - c 法服の着用
7. 弁護士報酬の合意および計算とその取立てに際しての特別の職業上の義務
8. 監督の問題にあたっての弁護士会に対する特別の職業上の義務、他の弁護士会会員に対する業務上の対応、業務を共同して行う場合の義務、弁護士の雇用ならびにその他の事務処員の雇用および教育に関連する義務
9. 国際的な法的交渉に際しての特別の職業上の義務

第2節 弁護士会社

第59条c〔弁護士会社としての認可および業務共同体への参加〕

- (1) 法的事件における相談および代理をその企業目的とする有限会社は、これを弁護士会社として認可することができる。
- (2) 弁護士会社が、共同して業務を行うための共同体に参加することは許されない。

第59条d〔認可要件〕

以下の要件を満たすときは、認可しなくてはならない。

1. 会社が、第59条c、第59条eおよび第59条fに定める要件を満たしていること。
2. 会社が、財産欠損状態にないこと。
3. 職業賠償責任保険の締結(第59条j)の証明、または、暫定的な補償の引受がなされていること。

第59条e〔社員〕

- (1) 弁護士会社の社員は、弁護士および第59条a第1項第1文および第3項にあげられている職業に従事するものに限る。社員は、弁護士会社において、その業務に従事しなければならない。第59条a第1項第3文および第4文ならびに第172条aは、これを準用する。
- (2) 会社持分および議決権の過半数は、弁護士に属さなければならない。社員が、第1項第1文にあげる職業を行う権限を有しないときは、当該社員は議決権を行使できない。
- (3) 弁護士会社の持分を、第三者の計算において保有してはならず、また、第三者は、弁護士会社の利益にあずかってはならない。
- (4) 社員は、その社員としての権利の行使を、決議権を有する社員であって、同じ職業を営む者または弁護士に対してのみ委任することができる。

第59条f〔業務執行〕

- (1) 弁護士会社の業務は、弁護士が責任を持ってこれを行わなければならない。業務執行者の過半数は、弁護士でなければならない。
- (2) 業務執行者は、第59条e第1項第1文にあげられている職業を行う権限を持つ者に限る。
- (3) 支配人および全営業につき授権を受けた代理人については、第1項第2文および第2項を準用する。
- (4) 業務執行者となった弁護士または第3項による委任を受けた弁護士が、弁護士の業務を行うにあたっては、その独立性が保障されなければならない。わけても、指示もしくは契約に基づく拘束によって、社員が影響力を与えることは許されない。

第59条g〔認可手続〕

- (1) 弁護士会社の認可の申立には、会社契約の正本または公証を受けた謄本を添付しなければならない。
- (2) 弁護士会社の認可の申請についての判断は、社員または第59条fの意味において代表・代理権限を有する者に対し、その認可もしくは任命の撤回または取消を求める手続が進められ、あるいは、仮に業務または代理禁止が命じられていたときは、これを中止することができる。ただし、第1文にあげた手続きの結果如何にかかわらず、つとに申請を却下すべきときは、弁護士会社としての認可を求める申請につき判断を下さなくてはならない。
- (3) 認可手続には、第12条第1項を準用する。

第59条h〔認可の消滅〕

- (1) 認可は、会社の解散により消滅する。
- (2) 認可は、認可後に、認可を拒絶すべきであったことが明らかとなったときは、これを撤回する。第14条第1項第2文はこれを準用する。
- (3) 認可は、弁護士会社が、第59条c、第59条e、第59条f、第59条iおよび第59条jの要件を欠くこととなったときは、これを取り消さなければならない。ただし、弁護士会社が、弁護士会の定める適

切な期間内に、法律にかなった状態に復したときはこの限りではない。相続により第59条e第1項および第3項の要件が欠けたときは、この期間は少なくとも1ヶ年とされなければならない。この期間は、相続が開始したときから進行する。

(4) 以下の場合もまた、認可はこれを取り消さなければならない。

1. 弁護士会社が、弁護士会に対し、書面をもって認可に基づく権利を放棄したとき。
2. 弁護士会社が財産の欠損状態に陥ったとき。ただし、これにより、権利保護を求める市民の利益が害されないときは、この限りではない。

(5) 認可の撤回または取消については、第14条第4項および第7項を準用する。

(6) 会社が認可を失い、代表権を与えられた者が未解決の事件を適切に処理する十分な保障がないときは、清算人を任命することができる。第55条は、これを準用する。定められた清算人の報酬に関しては、社員は連帯債務者として責任を負う。第53条第10項第7文の適用は、これにより妨げられない、

第59条i〔法律事務処および支処〕

弁護士会社は、当該事務処を自らの業務活動の中心とする業務執行者である弁護士が、少なくとも1名、責任を持って従事している法律事務処を、その本店所在地に置かななければならない。会社の本店所在地が移転した場合、第27条第3項を準用する。第29条aの適用は、これにより妨げられない。

第59条j〔職業賠償責任保険〕

- (1) 弁護士会社は、職業賠償責任保険を締結しなければならず、かつまた、認可を受けている期間を通じて、この保険を維持する義務を負う。第51条第1項、第2項、第3項第2号ないし第5号および第5項ないし第7項は、これを準用する。
- (2) 最低保険金額は、一保険事故につき250万ユーロとする。1保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の支払いは、これを、最低保険金額に社員および社員でない業務執行者の数を乗じた額に制限することができる。ただし、1保険年度内に生じたすべての損害に対する年の給付上限は、少なくとも、最低保険金額の4倍の額となっていなければならない。
- (3) 連邦司法・消費者保護省は、経済状況の変化に伴い、被害者の十分な保護を確保するために必要となったときは、連邦弁護士会の意見を聴いたうえで、連邦参議院の同意のもと、政令により最低保険金額を改めることができる。
- (4) 職業賠償責任保険がかけられていない、あるいは、法定の範囲でかけられていないときは、社員および業務執行者は、会社とともに、保険による保護が欠ける額につき個人的に責任を負う。

第59条k〔商号〕

- (1) 会社の商号は、「弁護士会社」の名称を付したものでなければならない。
- (2) 認可された弁護士会社以外のものは、「弁護士会社」の名称を用いてはならない。「弁護士会社」の名称をすでに1999年5月1日の時点でその名称の中に使用し、法形式への指摘を付加していた業務共同体は、同名称を引き続き使用することが許される。

第59条l〔裁判所および官庁における代理〕

弁護士会社は、訴訟代理人または手続代理人として、受任することができる。この場合、弁護士会社は、弁護士としての権利を有した義務を負う。弁護士会社は、個別事件毎、法的ケアをするためには法律上求められている要件を備えたその機関または代理人により、その行為を行う。刑事訴訟法第137条以下の意味での弁護士人は、弁護士会社のために行為する者のみをいう。

第59条m〔通知義務、適用規定および守秘義務〕

- (1) 弁護士会社は、あらゆる会社契約または社員の変更、あるいは第59条fにより代表・代理権を持つ者の変更、そしてまた、支処の設置または廃止を、弁護士会に対し、公証を受けた各文書の謄本を添付して、

遅滞なく通知しなければならない。変更が商業登記簿に登録されたときは、その登記の認証謄本を、後に提出しなければならない。

- (2) 第2章第3節の規定、第43条ないし第43条b、第44条、第48条、第49条aないし第50条、第52条第1項第1文、第56条第1項および第2項、第57条ないし第59条、第5章第4節および第163条は、その趣旨に従って、これを弁護士会社に適用する。
- (3) 社員および法律または会社契約により定められた弁護士会社の監督機関の構成員は、守秘義務を負う。

第4章 弁護士会

第1節 総則

第60条〔弁護士会の構成とその所在地〕

- (1) 弁護士会は上級地方裁判所の管轄地域毎に設立される。当該弁護士会に認可されたか、または受け入れられた弁護士および当該上級地方裁判所の管轄地域内に本店を有する弁護士会社が、会員となる。これに加え、第2文にあげた弁護士会社の業務執行者が、弁護士あるいは第206条および第209条第1項にあげた職業に従事する者でないときは、この者も、弁護士会の会員となる。会員資格は、第27条第3項の場合のほか、弁護士としての認可の消滅（第33条、第59条h）により、消滅する。
- (2) 弁護士会は、上級地方裁判所がある地にその所在地を置く。

第61条〔新たな弁護士会の設立〕

- (1) 州司法行政機関は、一つの上級地方裁判所の管轄区域内で500を超える弁護士または弁護士会社が認可を受けている場合、その管轄区域内に新たな弁護士会を設立することができる。新たな弁護士会を設立するのに先立ち、弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。州司法行政機関が会員を各弁護士会に配分する。
- (2) 州司法行政機関は、新たな弁護士会の主たる事務所の所在地および管轄地域を定める。

第62条〔弁護士会の地位〕

- (1) 弁護士会は、公法人である。
- (2) 州司法行政機関は、弁護士会に対して国家の監督権を行使する。監督は、法律および規約が遵守されていること、特に弁護士会に課された任務が果たされているかに限られる。

第2節 弁護士会の機関

第1款 理事会

第63条〔理事会の構成〕

- (1) 弁護士会には理事会を置く。
- (2) 理事会は7人の理事から成る。弁護士会総会は、これを超える定員を定めることができる。
- (3) 理事会はその事務規則を定める。

第64条〔理事の選出〕

- (1) 理事は、弁護士会総会においてこれを選出する。
- (2) 詳細は、弁護士会の事務規則でこれを定める。

第65条〔被選挙資格〕

理事会の理事には、以下の要件をすべて満たす者のみを選出することができる。

1. 当該弁護士会の会員であること。
2. 弁護士の職務を、少なくとも5年間中断なく行っていること。

第66条〔被選挙資格者からの排除〕

以下の弁護士は、これを理事会の理事に選出することができない。

1. 弁護士裁判手続が開始され、または業務禁止もしくは代理禁止の処分（第150条、第160条a）を受けている弁護士。
2. 公職に就く資格の欠格事由となる刑事上罰すべき行為を理由に、公訴が提起されている弁護士。
3. 過去5年間に、弁護士裁判手続において譴責もしくは反則金の処分を課され、または、過去10年間に代理禁止の処分（第114条第1項第4号）を受けたことのある弁護士、あるいは過去15年間に、弁護士の職を剥奪されたことのある弁護士。

第67条〔選出を拒否する権利〕

以下の者は、理事会の理事への選出を拒否することができる。

1. 満65歳に達した者。
2. 過去4年間に、理事であった者。
3. 健康上の理由から、理事会での活動を継続して適正に行うことができない者。

第68条〔任期〕

- (1) 理事は、4年の任期をもってこれを選出する。再選はこれを行うことができる。
- (2) 2年ごとに、理事の半数が退任し、奇数の場合には最初に人数の多い方が退任する。最初に退任する理事は、抽選によりこれを決する。
- (3) 理事の数を増やした場合、新たに加わる理事のうち、2年の経過をもって退任する者については、第2項第2文を準用する。
- (4) 理事の数の増加に基づき必要となった選挙が、改選と同時に行われる場合には、両者は分離して行わなければならない。

第69条〔理事会理事の任期満了前の退任〕

- (1) 弁護士は、以下の場合には理事会の理事を退任する。
 1. その弁護士会会員でなくなったとき、または第66条第3号の理由に基づき被選挙資格を失ったとき。
 2. その職を辞任したとき。
- (2) 弁護士は、辞任する旨を、理事会に対し書面により伝えなくてはならない。辞任の意思の表示は、これを撤回することはできない。
- (3) 理事が任期満了前に退任する場合、その任期の残余期間につき、次の弁護士会総会において新たな理事を選出する。理事の数が7人未満とならず、かつ退任した理事の任期の残余期間が1年を超えないときは、弁護士会総会は補欠選挙を行わないことができる。
- (4) 理事に対して、第66条第2号の意味における公訴が提起され、または弁護士裁判所手続が開始された場合、その手続が終了するまで、当該理事の理事会における理事資格は停止する。業務禁止または代理禁止の処分（第150条、第160条a）を受けた場合には、理事資格はこの期間中停止する。ある理事につき、その責に帰すべき職業上の義務違反の疑いがあるときは、その事項に関する弁護士会の活動から、この者を排除する。

第70条〔理事会の会議〕

- (1) 理事会は、会長がこれを召集する。
- (2) 会長は、理事3名が審議に付すべき事項を示して、書面により開会を求めたときは、会議の期日を定めなければならない。
- (3) 詳細は、理事会の事務規則でこれを定める。

第71条〔理事会の定足数〕

理事会は、少なくとも理事の半数以上が出席しているか、あるいは書面による投票に参加していなければ、その裁決を行うことができない。

第72条〔理事会の裁決〕

- (1) 理事会の議決は、単純多数決をもってこれを行う。理事会により行なわれる選挙に関しても、同様とする。賛否同数であるときは、議長の票によってこれを定め、選挙においてはくじによりこれを決する。
- (2) 理事は、自己に関わる問題についての裁決に加わってはならない。ただし、選挙に関しては、この限りではない。
- (3) 理事会の議決および選挙の結果については、議事録を作成し、議長および書記がこれに署名しなければならない。
- (4) 理事会の裁決は、理事のいずれもこれに反対しないときは、書面による投票により行うことができる。

第73条 [理事会の任務]

(1) 理事会は、法律により課せられたその任務を果たさなくてはならない。理事会は、弁護士会にこの法律において課せられた任務および権限についてもまた責務を負う。理事会は、弁護士会の利益を擁護し、かつこれを促進しなければならない。

(2) 理事会は特に以下に掲げる責務を負う。

- 1 弁護士会会員対して、職務上の義務の問題に関し助言を与え、かつ教示すること。
- 2 申立により、弁護士会会員相互間の紛議を調停すること。これは、調停案を提示する権限を含む。
- 3 申立により、弁護士会会員と依頼者との間の紛議を調停すること。これは、調停案を提示する権限を含む。
- 4 弁護士会会員がその義務を履行しているかを監督し、加えて、非難権を行使すること。
- 5 弁護士裁判所および弁護士法院の構成員の任命のため、弁護士を推薦すること。
- 6 第107条および166条に基づく推薦を、連邦弁護士会に対し行うこと。
- 7 財産の管理につき、毎年弁護士会総会に決算報告をすること。
- 8 州司法行政、裁判所または州の行政官庁が求める意見書を提出すること。
- 9 学生および修習生の教育に際して協力すること、わけても、資質を備えた演習教官および試験官を推薦すること。
- 10 司法試験委員会の弁護士委員を推薦すること。

(3) 抗告手続において、理事会は抗告人に理事会の判断を通知する。通知は、異議手続を含む手続終了後に行ない、裁判の重要な理由を簡潔にふさなくてはならない。第76条の適用は妨げない。この通知に対しては異議を申し立てることはできない。

(4) 理事会は、第1項第2文、第2項第1号ないし第3号、および、第3項の任務を、理事会の個々の理事に委ねることができる。

(5) 弁護士会会員と依頼者との間の紛議につき、依頼者が調停手続を申し立てたときは、調停手続は、弁護士会会員の同意を要することなく開始する。調停案は、紛議の当事者双方がこれを受け入れた場合にのみ、拘束力を有する。

第73条a [統一所官署]

各州は、法律によって弁護士会に、単独又は他の官署とともに、行政法の意味における統一官署としての任務を委ねることができる。この法律は、監督を規定し、弁護士として活動することを望まない申立人に関しても活動することを規定できる

第73条b [行政官庁]

(1) 弁護士会は、当該弁護士会会員が犯した役務提供者情報義務令第6条の秩序違反に関しては、秩序違反に関する法律第36条第1項第1号の意味での行政官庁である。

(2) 第1項による秩序違反に対する警告を理由とする反則金は、当該反則金を命じた行政官庁の管理口座に帰属する。

- (3) 第2項により担当となる管理口座は、秩序違反に関する法律第105条第2項を適用せず、必要な費用を負担する。管理口座はまた、秩序違反に関する法律第110条第4項の意味において、賠償義務を負う。

第74条〔理事会の叱責権〕

- (1) 理事会は、弁護士に課された義務に違反した弁護士の行為を、当該弁護士の責任が軽微であり、従って、弁護士裁判所手続の開始を申し立てる必要がないと認める場合には、叱責することができる。第113条第2項および第3項、第115条b、ならびに第118条第2項は、これを準用する。
- (2) 理事会は、弁護士に対して弁護士裁判所手続が開始されているとき、または義務違反の後3年以上経過しているときは、もはや叱責を行ってはならない。第123条による弁護士からの申立に基づく手続が継続中は、叱責を行ってはならない。
- (3) 叱責に先立って、当該弁護士を聴聞しなければならない。
- (4) 弁護士の行為を叱責する旨の理事会の決定には、理由を付さなければならない。この決定は、当該弁護士にこれを送達しなければならない。決定の謄本は、上級地方裁判所に置かれた検事局にこれを送付しなければならない。
- (5) 当該弁護士は、この決定に対して、その送達後一か月以内に、理事会に対し異議を申し立てることができる。異議については、理事会がこれを裁決し、この裁決については、第4項を準用する。
- (6) 第1項ないし第5項は、これを、第60条第1項第2文により弁護士会に所属する者に準用する。

第74条a〔弁護士裁判権の裁判を求める申立〕

- (1) 叱責の決定に対する異議が弁護士会理事会により却下された場合、弁護士は、その送達後一ヶ月以内に、弁護士裁判所の判断を求めることができる。その理事会が叱責を行った弁護士会の所在地にある弁護士裁判所がこれを管轄する。
- (2) 申立は、弁護士裁判所に対して書面によりこれを行わなければならない。手続については、刑事訴訟法の抗告に関する規定を準用する。反対陳述(刑事訴訟法第308条第1項)は、弁護士会理事会がこれを行う。検事局は、手続に関与しない。口頭弁論は、弁護士がこれを申し立て、または、弁護士裁判所がこれを必要と認めたときは、これを行う。口頭弁論の日時および場所は、弁護士会理事会、当該弁護士およびその弁護人にこれを通知しなければならない。証拠調べの方法および範囲は、弁護士裁判所がこれを決する。ただし、弁護士裁判所は、真実究明のため、職権で、裁判にとり重要なすべての事実および証拠方法につき証拠調べを行わなければならない。
- (3) 叱責の決定は、弁護士会理事会が、弁護士の責任は軽微であり従って弁護士裁判所手続の開始を申し立てる必要はないと判断したことが誤りだったことを理由に、これを取消すことはできない。第115条bに基づき弁護士裁判所が懲戒を行ってはならない要件、または、第118条第2項により弁護士裁判所手続を開始もしくは続行してはならない要件が、理事会が非難を行って後に初めて生じたときは、弁護士裁判所は叱責の決定を取消す。決定には理由を付さなければならない。決定に関しては、不服を申し立てることができない。
- (4) 弁護士裁判権の判断を求める申立を受けた弁護士裁判所は、遅滞なく上級地方裁判所に置かれた検察局に、申立の謄本を送付しなければならない。検察局には、この申立に対する判断を下した決定の謄本を送付しなければならない。
- (5) 叱責の決定に対する弁護士裁判所の判断を求める申立について裁判が行われる前に、検事局が、弁護士会理事会が叱責をしたのと同じ行為を理由として当該弁護士に対して弁護士裁判所手続を開始した場合には、この申立についての手続は、弁護士裁判所手続が確定力をもつて終結するまで、これを停止する。第115条a第2項の場合には、弁護士裁判所は、停止が解けた後、非難が無効であることを確認する。
- (6) 第1項ないし第5項は、これを、第60条第1項第3文により弁護士会に所属する者に準用する。
- (7) 第116条第2項は、これを準用する。

第75条〔名誉職としての理事会の活動〕

理事会の理事は、その活動が無報酬で行う。ただし、理事は、その活動にともなう損失に対する相当の補償ならびに旅費の支給を受ける。

第76条〔理事の守秘義務〕

- (1) 理事会の理事は―――理事会を退任した後も―――理事会におけるその活動にあたり、弁護士、申請人およびその他の者に関して知った事項について、何人に対しても秘密を守らなければならない。協力した弁護士および弁護士会の職員に関しても、同様とする。
- (2) 第1項にあげられた者は、理事会におけるその活動にあたり、弁護士、申請人および他の者に関して知った事項につき、裁判所の手続において、許可なく証言してはならない。
- (3) 証言の許可は、弁護士会理事会が義務裁量により、これを与える。許可は、弁護士会の地位もしくは任務に照らし、あるいはまた、事実を知られた者の正当な利益からして、拒否することが必要不可避である場合のほか、これを拒否してはならない。連邦憲法裁判所に関する法律第28条第2項の適用は、これにより妨げられない。

第77条〔理事会の部会〕

- (1) 理事会は、弁護士会事務規則がこれを許すときは、複数の部会を置くことができる。理事会は、部会に対して、部会が独立してそれを処理する事務を委託する。
- (2) 各部会は、少なくとも理事会の理事3人によって構成されなければならない。部の構成員は、そのなかから部会長、部会書記およびその代行を選任する。
- (3) 暦年の開始前に、理事会は、部会およびその構成員の数を定め、当該部会に事務を委ねるとともに各部会の構成員を決定する。理事会の各理事は、複数の部会に所属することができる。この定めは、部会が負担過重になったため、あるいは、部会の個々の構成員の交替もしくは継続的な支障により変更が必要となった場合のみ、年度内においてこれを変更することができる。
- (4) 理事会は、部会に対し、弁護士会の所在地以外の地でその会議を開く権限を与えることができる。
- (5) 部会は、その権限の範囲内で、理事会の権利および義務を有する。
- (6) 理事会が相当と認め、または、部会もしくはその部会長が求めるときは、部会にかわり、理事会が裁決する。

第2款 幹部会

第78条〔その構成と選挙〕

- (1) 理事会は、その構成員のなかから幹部会を選出する。
- (2) 幹部会は以下の者をもって構成する。
 - 1 会長
 - 2 副会長
 - 3 書記
 - 4 会計
- (3) 理事会は、幹部会の構成員を増すことができる。
- (4) 幹部会の選挙は、理事会の各定例選挙の後、ただちにこれを行う。幹部会の構成員が任期満了前に退任したときは、残余の任期について、3ヶ月以内に新たな構成員を選出する。

第79条〔幹部会の任務〕

- (1) 幹部会は、本法または理事会の決議により幹部会に委ねられた理事会の事務を執行する。
- (2) 幹部会は、弁護士会の財産管理について決する。幹部会は、四半期ごとに、これを理事会に報告する。

第80条〔会長の任務〕

- (1) 会長は、裁判上および裁判外において弁護士会を代表する。
- (2) 会長は、弁護士会および理事会の事務上の連絡を取り扱う。会長は、理事会および弁護士会の決議を実行する。
- (3) 会長は、理事会の会議および弁護士会総会において、議長を務める。
- (4) 理事会および弁護士会の事務規則により、会長にその他の任務を委ねることができる。

第81条〔弁護士会の活動および選挙の結果についての報告〕

- (1) 会長は、州司法行政機関に対し、毎年書面によって、弁護士会および理事会の活動について報告する。
- (2) 会長は、理事会および幹部会の選挙結果を、州司法行政機関および連邦弁護士会に対し直ちに報告する。

第82条〔書記の任務〕

書記は、理事会の会議および弁護士会総会について、議事録を作成する。書記は、会長がこれを留保しない限り、理事会の文書の発受を行う。

第83条〔会計の任務〕

- (1) 会計は、幹部会の指示に従い、弁護士会の財産を管理する。会計は、金銭を受領する権限を有する。
- (2) 会計は、会費の納入を管理する。

第84条〔未納会費の徴収〕

- (1) 未納の会費、割当金および事務処理手数料（および立て替え金）は、会計が発行する執行力がある旨の証明を付した支払請求書に基づき、民事事件における判決の執行に関する規定に従い、これを徴収する。
- (2) ただし、強制執行は、執行力を有する支払請求書の送達後二週間を経過した後、はじめてこれを開始することができる。
- (3) 請求権自体に関する異議については、民事訴訟法第767条第2項の制限規定を適用しない。請求権自体に対する異議を主張する訴えについては、その訴訟物の額に従い、債務者が国内において普通裁判権を有する区裁判所または地方裁判所が管轄する。

第3款 総会

第85条〔総会の招集〕

- (1) 弁護士会の総会は、会長がこれを招集する。
- (2) 会長は、会員の十分の一が審議に付すべき事項を示して、書面により総会を求めるときは、総会を招集しなければならない。
- (3) 弁護士会事務規則に別段の定めがないときは、総会は、弁護士会の主たる事務所の所在地において開催するものとする。

第86条〔招集および招集期間〕

- (1) 会長は、書面、または、弁護士会事務規則が定める定期刊行物における公示による招集通知により、弁護士会総会を招集する。
- (2) 総会は、その開催予定日の少なくとも2週間前に、これを招集しなければならない。この際、招集通知の発送または公示日および総会の開催日は、これを算入しない。
- (3) 緊急の場合には、会長は、これより短い期間で総会を招集することができる。

第87条〔議事の通知〕

- (1) 弁護士会総会の招集にあたっては、総会において決議を予定している案件を明示しなければならない。
- (2) その審議が規定の通りに通知されなかった案件については、決議を行ってはならない。

第88条〔弁護士会の選挙および決議〕

- (1) 総会が決議をすることができる要件は、弁護士会事務規則をもってこれを定める。
- (2) 選挙権および議決権は、会員本人のみこれを行行使することができる。

- (3) 総会の決議は、単純多数決をもってこれを行う。弁護士会が行う選挙に関しても同様とする。二回の投票によってもこの多数に達しない場合には、さらに次の投票において最も多くの票を獲得したものが選出される。賛否同数のときは、議長の票によってこれを定め、選挙においては、くじによってこれを決する。
- (4) 会員は、自己の問題について採決に加わってはならない。ただし、選挙に関しては、この限りではない。
- (5) 議会の議決および選挙の結果については、議事録を作成し、議長および書記がこれに署名しなければならない。

第89条〔弁護士会総会の任務〕

- (1) 弁護士会の総会は、法律により総会に与えられた任務を遂行しなければならない。総会は、弁護士にとり一般的な意義を有する問題を審議しなければならない。
- (2) 総会は、特に以下の義務を負う。
 - 1 理事会を選出すること。
 - 2 会費、割当金および事務処理手数料ならびに費用の額およびその納期を定めること。
 - 3 弁護士およびその遺族のための共済制度を設けること。
 - 4 会に共通する事項の費用を賄うために必要な資金を承認すること。
 - 5 理事会の理事および弁護士裁判所の構成員ならびに弁護士裁判所の公判に立ち会う書記が受ける損失の補償および旅費手当てにつき、その基準を定めること。
 - 6 弁護士会の収入および支出ならびに財産管理に関する理事会の決算を審査し、その責任免除を決すること。
- (3) 弁護士会は、事務規則を定める。

第3節 選挙および決議の無効〔削除〕

第90条〔無効の要件〕〔削除〕

第91条〔弁護士法院における手続〕〔削除〕

第5章 弁護士裁判所、弁護士法院および連邦通常裁判所弁護士事件部

第1節 弁護士裁判所

第92条〔弁護士裁判所の設置〕

- (1) 弁護士会の地区ごとに、一つの弁護士裁判所を設ける。弁護士裁判所は、弁護士会と同一の地にその所在地を置く。
- (2) 弁護士裁判所は、必要に応じて複数の部を設ける。部の数は州司法行政機関がこれを定める。あらかじめ、弁護士会理事会の意見を聴く。
- (3) 弁護士裁判所に対する監督は、州司法行政機関がこれを行う。

第93条〔弁護士裁判所の構成〕

- (1) 弁護士裁判所は、必要な数の裁判長およびその他の構成員をもってこれを構成する。裁判長を複数任命するときは、そのうちの一名を事務総括裁判長に任命する。裁判長および合議体のそのほかの構成員は、裁判官資格を有している者でなければならない。
- (2) 州司法行政機関は、裁判長の任命および事務総括裁判長の任命に先立ち、弁護士会理事会の意見を聴かななければならない。

第94条〔裁判所構成員の任命〕

- (1) 弁護士裁判所の構成員は、弁護士のなかからのみ、これを任命することができる。弁護士裁判所の構成員は、その地区に弁護士裁判所が置かれた弁護士会に所属していなければならない。

- (2) 弁護士裁判所の構成員は、州司法行政機関がこれを任命する。弁護士裁判所の構成員は、弁護士会理事会が州司法行政機関に提出した候補者名簿からこれを任命する。州司法行政機関は、構成員の人数がどれだけ必要であるか定める。この場合、事前に弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。弁護士会理事会の候補者名簿には、必要な弁護士の人数を少なくとも半数は上まわる人数を記載しなければならない。
- (3) 弁護士裁判所の構成員には、弁護士会理事会への被選挙資格（第 65 条、第 66 条）を有する弁護士のみを任命することができる。弁護士裁判所の構成員は、同時に
 1. 弁護士会理事会または規約委員会に属してはならず、
 2. 本務あるいは副務として弁護士会、連邦弁護士会または規約委員会において活動してはならず、
 3. ほかの弁護士裁判所に属してはならない。
- (4) 弁護士裁判所の構成員は、5年の任期でこれを任命する。その任期満了後において、これを再任することができる。
- (5) 裁判所構成法施行法第 6 条は、これを準用する。

第 9 5 条 [弁護士裁判所構成員の法的地位]

- (1) 弁護士裁判所の構成員は、名誉職の裁判官である。弁護士裁判所の構成員は、その任にある期間中、弁護士裁判所の名誉裁判官としての身分において、職業裁判官の地位を有する。弁護士裁判所の構成員は、その活動にともなう損失の補償および旅費手当を弁護士会より受ける。
- (1a) 弁護士裁判所の構成員の職は、弁護士会構成員の資格が終了したとき、または、後に第 94 条第 3 項第 2 文により任命と矛盾する状況が生じたとき、および構成員が同意したときに、ただちに終了する。構成員および弁護士会は、第 1 文の状況に応じて州司法行政機関および弁護士裁判所に遅滞なく通知しなければならない。当該構成員が終了に同意しなかった場合には、第 1 文の職の終了について、州司法行政機関の申立に基づき、弁護士法院がこれを裁判する。第 2 項第 3 文および第 4 文は、これを準用する。
- (2) 弁護士裁判所の構成員は、次の場合には、州司法行政機関の申立てに基づき、これを辞任しなくてはならない。
 1. 任命すべきではなかったことが後に判明したとき。
 2. その任命を妨げる事情が後に発生したとき。
 3. その職務上の義務に著しく違反したとき。申立は、弁護士法院がこれを裁判する。裁判に先立ち、当該弁護士および弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。この裁判は、終局的なものである。
- (3) 州司法行政機関は、健康上の理由から、不定期間にわたってその職を正常に行うことを妨げられているとき、または重大な個人的理由から、その職務を引き続き果たすことが期待できないときには、その申立に基づきこれを解任することができる。

(4) [削除]

第 9 6 条 [弁護士裁判所の部の構成]

弁護士裁判所の部は、裁判長を含む三名の構成員により裁判を行う。

第 9 7 条 [事務配分]

弁護士裁判所の事務配分に関しては、裁判所構成法第 2 章の諸規定ならびに第 70 条第 1 項を準用する。

第 9 8 条 [事務課および事務規則]

- (1) 弁護士裁判所には、事務課を置く。
- (2) 必要な職員、施設その他の物的な資材のための資金は、弁護士会がこれを負担する。
- (3) 事務課に対する職務監督は、弁護士裁判所の裁判長がこれを行う。第 92 条 2 項の場合は、事務総括裁判長が監督の義務を負う。

- (4) 弁護士裁判所における事務の処理は、弁護士裁判所の構成員が定める事務規則によりこれを規律する。事務規則は、州司法行政機関による承認を得なくてはならない。

第99条〔職務上および法律上の共助〕

- (1) 弁護士裁判所は、相互に職務上の共助および法的共助を行わなければならない。
- (2) 他の裁判所および行政官庁もまた、求められたときは弁護士裁判所に職務上の共助および法的共助を行わなければならない。弁護士裁判所は、他の裁判所および行政官庁に対して同様の義務を負う。
- (3) 弁護士裁判所においては、個々の構成員が、法的共助の要請を処理することができる。

第2節 弁護士法院

第100条〔弁護士法院の設置〕

- (1) 弁護士法院は、上級地方裁判所に置く。第92条第3項は、これを準用する。
- (2) ひとつのラントに複数の上級地方裁判所がある場合、弁護士法院を統合することが弁護士事件における法的問題処理、わけても判例の統一確保に役立つときは、州政府は、命令をもって、すべてのまたは複数の上級地方裁判所管轄区域について、ひとつもしくはいくつかの上級地方裁判所または最上級地方裁判所に、弁護士法院を置くことができる。あらかじめ、関係する弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。
- (3) 関係する諸州の協定により、これにより管轄を有するとされたひとつの州の弁護士法院に対し、本法において弁護士法院に与えられた任務を、他州の地域にわたるものについても委ねることができる。
- (4) 複数の州は、ひとつの州の上級地方裁判所または最上級裁判所に、共同の弁護士法院を置くことを協定することができる。

第101条〔弁護士法院の構成〕

- (1) 弁護士法院は、長官、必要数の他の裁判長およびその他の構成員としての弁護士および職業裁判官をもってこれを構成する。長官およびその他の裁判長は、裁判官の職に就く資格を有する者でなければならない。
- (2) 弁護士法院は、必要に応じて複数の部を設けることができる。詳細は、州司法行政機関がこれを定める。あらかじめ、弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。
- (3) 弁護士法院の長官および部の裁判長には、弁護士法院の弁護士出身の構成員を任命しなければならない。第93条第2項は、これを準用する。

第102条〔職業裁判官の弁護士法院の構成員への任命〕

- (1) 職業裁判官である弁護士法院の構成員は、州司法行政機関が上級地方裁判所の常勤の構成員のなかから、5年の任期でこれを任命する。第100条第2項の場合には、他の上級地方裁判所または最上級地方裁判所の常勤の構成員のなかからも、その職業裁判官を任命することができる。
- (2) 職業裁判官である共同弁護士法院の構成員は、関係諸州の上級地方裁判所の常勤の構成員のなかから、関係諸州が結んだ協定（第100条第4項）に従って、これを任命する。

第103条〔弁護士法院の構成員への弁護士の任命〕

- (1) 弁護士である弁護士法院の構成員は、州司法行政機関が5年の任期でこれを任命する。
- (2) 弁護士の弁護士法院の構成員への任命および弁護士である弁護士法院の構成員の地位に関しては、第94条および第95条第1項を準用する。
- (3) 弁護士法院の構成員たる職の終了に関しては、第95条第1項a第1文および第2文は、弁護士法院が設置された上級地方裁判所管轄区域内の弁護士会の構成員たる資格を有しないと読み替えて場合に、これを準用する。

- (4) 免職および罷免に関しては、第95条第1項a第3文、第2項および第3項は、免職に関しては名誉裁判官が所属していない弁護士法院の部が裁判すると読み替えて、場合これを適用する。
- (5) 第61条および第100条第2項の場合には、弁護士であるその構成員の人数は、各弁護士会の会員数に比例するものとする。弁護士である合同弁護士法院の構成員は、関係する州にある弁護士会の会員から、関係する州が締結した協定(第100条第4項)に従ってこれを任命する。
- (6) 弁護士であるその構成員は、その活動にともなう損失につき、連邦弁護士報酬法別表1第7005号に定められている最も高い額の1.5倍に相当する補償を受ける。これに加え、弁護士であるその構成員は、連邦弁護士報酬法別表1第7003号、第7004号および第7006号の基準に従って、交通費および宿泊料の填補を求める請求権を有する。

第104条〔弁護士法院の部の構成〕

弁護士法院の部は、法律上部に代わって裁判長または報告を担当者が裁判するとの定めがない限りは、裁判長を含む5名の構成員をもって構成し、その裁判を行う。他の弁護士たるその構成員2名および職業裁判官2名が、陪席裁判官として関与する。

第105条〔事務配分と事務規則〕

- (1) 弁護士法院の事務配分に関しては、裁判所構成法第二編の諸規定ならびに第70条第1項を、これに準用する。
- (2) 事務の処理は、弁護士法院の構成員が定める事務規則によりこれを規律する。この事務規則は、州司法行政機関の承認を受けなくてはならない。

第3節 弁護士事件を担当する連邦通常裁判所

第106条〔弁護士事件担当部の構成〕

- (1) 本法において連邦通常裁判所が所管すると定めた事件のため、連邦通常裁判所に弁護士事件担当部を設置する。弁護士事件担当部は、その手続につき行政裁判所法法の規定を準用するときは、これを民事部とし、また、刑事訴訟法の規定を準用するときは、これを裁判所構成法第132条の意味における刑事部とする。
- (2) 弁護士事件担当部は、連邦通常裁判所の長官、および、連邦通常裁判所の裁判官2名ならびに弁護士2名を陪席裁判官として、これを構成する。裁判長には、連邦通常裁判所長官または連邦通常裁判所の裁判官会議がその代理に指名した裁判長たる裁判官がこれにあたる。

第107条〔陪席判事たる弁護士〕

- (1) 弁護士より陪席裁判官となる者は、連邦司法大臣が5年の任期でこれを任命する。この陪席裁判官は、その任期満了後の再任を妨げない。
- (2) 弁護士である陪席裁判官は、連邦弁護士会幹部会が各弁護士会の推薦に基づいて、連邦司法・消費者保護大臣に提出する候補者名簿からこれを任命する。この他の事項に関しては、第94条第2項第3文、第5項を準用する。候補者名簿には、少なくとも2倍の人数の弁護士を記載するものとする。
- (3) 弁護士である陪席判事がその任期満了前に退任する時には、その任期の残余期間につき後任者を任命する。

第108条〔陪席裁判官への任命要件および被選任拒否権〕

- (1) その陪席裁判官は、弁護士理事会への被選任資格(第65条、第66条)を有する弁護士のなかからのみ、これに任命することができる。第94条第3項第2文は、これを準用する。
- (2) 陪席裁判官の職は、第67条が規定する理由に基づき、その受諾を拒否することができる。

第109条〔陪席裁判官職の終了〕

- (1) 弁護士たる陪席裁判官の職の終了に関しては、第95条第1項a第1文および第2文は、いかなる弁護士会構成員資格も有しないと読み替えて、これを準用する。
- (2) 陪席裁判官の免職および罷免に関しては、第95条第1項a第3文、第2項および第3項は、州司法行政機関を、連邦司法・消費者保護省と読み替え、かつ、連邦通常裁判所民事部が免職につき裁判するとして、これを適用する。裁判にあたっては、弁護士事件担当部の構成員は、関与してはならない。裁判に先立ち、当該弁護士および連邦弁護士会の意見を聞かなければならない。
- (3) [削除]

第110条〔陪席判事たる弁護士の地位および守秘義務〕

- (1) 陪席裁判官である弁護士は、名誉職裁判官である。当該弁護士は、それが陪席裁判官として関与する期日においては、職業裁判官の地位を有する。
- (2) 当該弁護士は、陪席裁判官としての活動にあたり知った事項について、何人に対しても、秘密を守らなければならない。第76条は、これを準用する。証言の許可は、連邦通常裁判所の長官がこれを付与する。

第111条〔期日への関与の順序〕

陪席裁判官に任じられた弁護士は、部の裁判長が、業務年度の開始に先立ち、陪席裁判官に任じられた弁護士のうち年齢の上の者2名の意見を聞いた上で作成するリストの順に従い、期日に関与する。

第112条〔弁護士の陪席裁判官への補償〕

弁護士の陪席裁判官に対する損失補償およびその旅費の填補に関しては、第103条6項を準用する。

第4節 行政事件手続法上の弁護士事件

第112条a〔出訴方法および事物管轄〕

- (1) 弁護士法院は、明文上事件が弁護士裁判所が所管しないとされ、あるいは、他の裁判所の所管とされていない限り、この法律に基づく公法上の争い、この法律により制定された命令に基づく公法上の争い、連邦弁護士会を含むこの法律により設立された弁護士会の規約に基づく公法上の争いすべてについて、第一審として裁判する（行政事件手続法上の弁護士事件）。
- (2) 連邦通常裁判所は、以下の上訴について裁判する。
 1. 弁護士法院の判決に対する控訴、
 2. 裁判所構成法第17条a第4項第4文の抗告。
- (3) 連邦通常裁判所は、以下につき第一審かつ最終審において裁判する。
 1. 連邦司法・消費者保護省、または、連邦通常裁判所弁護士会がした裁判、または、それについて、連邦司法消費者保護省、または、連邦通常裁判所弁護士会が管轄を有する裁判に関わる訴え、
 2. 連邦弁護士会および連邦通常裁判所弁護士会の選挙の無効および決定の無効に関するもの。

第112条b〔土地管轄〕

土地管轄は、行政行為がなされ、または、行政行為がなされるべきとされる地域を管轄する上級地方裁判所につき設立された弁護士法院がこれを有する。関係人の職業法上の権利および義務を侵害しあるいは実現する主権的措置には、これをその趣旨に従い適用する。その他の事件については、被告が本件弁護士事務所またはその他住所を有する上級地方裁判所の管轄地域に設立された弁護士法院が、管轄を有する。

第112条c〔行政裁判所法の適用〕

- (1) この法律が裁判所の手続について異なる定めをしていない限り、行政裁判所法の規定を準用する。弁護士法院は、上級行政裁判所と同じ地位を有する。第112条eの適用は妨げられない。
- (2) 名誉裁判官の関与する行政裁判所法の規定ならびに行政裁判所法第35条、36条および47条は適用しない。行政裁判所法第116条第2項および第117条第4項の期間はそれぞれ5週間とする。

- (3) 取消訴訟の確定延期効は、行政裁判所法第 80 条 b とは異なり、行政行為に対する不服が尽きたときに確定する。

第 112 条 d [被告および代理]

- (1) 訴えは、次の弁護士会または官庁を相手とする。
1. 行政行為をし、または、行政行為をなさねばならない弁護士会または官庁、関係人の職業法上の権利および義務を侵害する、または、実現する主権的措置については、これをその趣旨に従い適用する。
 2. その決議が手続の対象である弁護士会または官庁。
- (2) 弁護士会の幹部会または理事会の構成員との間の手続において、弁護士会は管轄する裁判所の裁判長が特に任命したその構成員が代表する。

第 112 条 e [控訴]

関係人は、一部判決、原因判決および適法性に関する中間判決を含む終局判決に対して、弁護士法院または連邦通常裁判所が控訴を許可した場合、これを行うことができる。控訴手続においては、行政裁判所法第 12 章を、行政裁判所を弁護士法院に、上級地方裁判所を連邦通常裁判所と読み替えて適用する。

第 112 条 f [選挙および決定に対する訴え]

- (1) 弁護士会の機関の選挙および決定は、それが法律または定款に違反するとき、または、その内容が法律または定款と抵触するときは、規約委員会を除き、無効とすることができる。
- (2) 訴えは、国家の監督権官庁、または、弁護士会の構成員が提起することができる。決定に対してなされる弁護士会の構成員の訴えは、当該決定によってその構成員の権利が侵害されたことが主張されている場合にのみ、許容される。
- (3) 弁護士会の構成員は、選挙後または決定後 1 ヶ月以内に限りこの申立てをすることができる。

第 112 条 g [著しく遅延した裁判手続に際しての保護]

裁判所構成法の第 17 章の規定は、著しく遅延した裁判手続に際しての保護にこれを適用する。連邦通常裁判所における弁護士事件部の構成を規定するこの法律の規定は、適用しない。

第 6 章 義務違反に対する弁護士裁判所による懲戒

第 113 条 [義務違反に対する懲戒]

- (1) 自己の責めに帰すべき事由により、本法または職業規則に定めた義務に違反した弁護士に対しては、弁護士裁判所の処分を科す。
- (2) 違法行為あるいは反則金を科せられる行為となる弁護士の業務外における行為も、個々の場合の事情に照らすと、それが、弁護士活動の遂行に影響する形で、権利保護を求める市民の尊敬と信頼を害するおそれのあるものときは、弁護士裁判所による懲戒に処すべき義務違反となる。
- (3) 弁護士が、行為のときに弁護士裁判所の裁判権に服していなかった場合には、弁護士裁判所の処分を課すことはできない。

第 114 条 [弁護士裁判所の処分]

- (1) 弁護士裁判所の処分は、以下のとおりとする。
1. 訓告
 2. 戒告
 3. 2 万 5 千ユーロ以下の反則金
 4. 一定の法分野における代理人および補佐人としての業務の一年ないし五年間の停止
 5. 弁護士職の剥奪
- (2) 弁護士裁判所の戒告と反則金の処分は、これを併科することができる。

第 114 条 a [代理の禁止の効果および違反行為]

- (1) 代理の禁止（第114条第1項第4号）を命じられた弁護士は、その禁止された法分野について、裁判所、官庁、仲裁裁判所の面前もしくは他の者に対して、代理人および補佐人として出頭ないしは対面し、あるいは書面のやりとりをし、または、代理権もしくは復代理権を授与してはならない。ただし、自己の配偶者および同性パートナーならびに未成年の子供の事件は、弁護士の代理が必要とされていない限り、これを取り扱うことができる。
- (2) 弁護士の法的行為の効果は、代理禁止により影響を受けない。弁護士に対してなされた法的行為に関しても同様とする。
- (3) 自己に対して命じられた代理の禁止に故意に違反した弁護士は、特別の事情により、より軽い弁護士裁判所の処分ですらであるとされるものでない限り、その弁護士の職を剥奪する。裁判所または官庁は、代理の禁止に違反してその面前に出頭した弁護士を排斥するものとする。

第115条〔義務違反の公訴時効〕

- (1) 第114条第1項第4号または第5号による処分を科すべきではない義務違反に対する訴追は、5年の時効に服する。刑法第78条第1項、第78条a第1文および第78条bならびに第78条c第1項ないし第4項は、これを準用する。
- (2) 時効期間が満了する前に、同一の事実関係に基づき、刑事手続が開始された場合には、時効期間の満了は、刑事手続の期間につき停止する。

第115条a〔警告と弁護士裁判所の処分〕

- (1) 弁護士会理事会が、同一の行為につきすでに弁護士に対し警告を加えたことは（第74条）、その弁護士に対する弁護士裁判所手続の開始を妨げない。弁護士裁判所が、有責に義務違反をなしたと確定できないとして、警告の裁決を取り消したときは（第74条a）、同一行為に基づく弁護士裁判所手続は、弁護士裁判所がその判断の際に知らなかった事実または証拠方法に基づいてのみ、これを開始することができる。
- (2) 警告は、同一行為について弁護士裁判所がその弁護士に下した無罪を宣言する判決また弁護士裁判所の処分を科す旨の判決が確定したときは、失効する。警告は、責に帰すべき義務違反を確定できないとして、公判手続を開始しないとする裁判が確定したときもまた、失効する。

第115条b〔その他の懲戒〕

裁判所または官庁により、刑罰、分限処分、職業裁判権の処分または秩序罰が科されているときは、弁護士にその義務を履行させ、かつ弁護士に対する尊敬を確保するために弁護士裁判所の処分をさらに科す必要がないときは、同一行為に基づく弁護士裁判所の懲戒は、これを行わない。ほかの刑罰または処分が科されていることは、第114条第1項第4号または第5号による処分を妨げない。

第115条c〔弁護士会社の業務執行者に関する特則〕

第6章および第7章の規定および第195条ないし第199条ならびに第11章の規定は、第60条第1項第3文により、弁護士会に所属する者に準用する。弁護士職の剥奪には、弁護士会社を代表しその職務を行う資格の剥奪をもって代える。

第7章 弁護士裁判所手続

第1節 総則

第116条〔手続および著しく遅延した裁判手続からの保護に関する規定〕

- (1) 弁護士裁判所手続に関しては、以下の規定を適用する。裁判所構成法および刑事訴訟法を、その趣旨に従って、補充的に準用する。
- (2) 裁判所構成法の第17章の条文は、著しく遅延した裁判手続に際しての保護にこれを適用する。連邦通常裁判所における弁護士事件の法廷の構成を規定するこの法律の規定は、適用しない。

第117条〔弁護士の拘禁の禁止〕

弁護士裁判所手続を実施するため、弁護士を仮に拘束し、あるいは逮捕もしくは引致してはならない。弁護士の精神状態に関する鑑定の準備のために、弁護士を精神病院に入院させることはできない。

第117条a〔弁護〕

弁護士裁判所手続における弁護には、刑事訴訟法第140条第1項第1号ないし第3号、6号、7号および9号は、これを適用しない。

第117条b〔記録の閲覧〕

弁護士会理事会および義務違反を追求されている弁護士は、裁判所にある記録または訴追状提出の際に裁判所に提出されるべき記録を閲覧し、また、公務上保管されている証拠物件を閲覧することができる。弁護士による記録の閲覧に関しては、刑事訴訟法147条第2項第1文、第3項、第5項および第6項を準用する。

第118条〔弁護士裁判所手続と刑事手続または反則金手続との関係〕

- (1) 義務違反を追求されている弁護士に対して、同一の行為を理由として刑事裁判所手続における公訴が提起されたときは、その弁護士に対する弁護士裁判所手続を開始することはできるが、刑事裁判所手続の終了まで、これを中止しなければならない。同じく、すでに開始している弁護士裁判所手続も、その進行中に刑事裁判所手続における公訴が提起されたときは、これを中止しなければならない。事案の解明が、矛盾する判断がなされることはありえないと考えられるほどに確実なものとなっているときは、あるいは、弁護士自身に帰すべき理由に基づき、刑事裁判所手続において公判を行うことができないとき、弁護士裁判所手続を続行しなくてはならない。
- (2) 弁護士が、裁判所の手続において、刑法上罰すべき行為または秩序違反につき無罪を言い渡されたときは、弁護士裁判所手続は、裁判所の裁判の対象であった事実が、刑罰規定また反則金規定の構成要件を充足することがなくとも、弁護士の義務違反となるときにのみ、その事実を理由に、これを開始または続行することができる。
- (3) 弁護士裁判所手続における裁判は、刑事手続または反則金手続において、裁判所がその判断の基礎とした判決中の事実認定に拘束される。ただし、弁護士裁判所手続において、裁判所は、構成員の過半数がその正しさを疑う事実認定については、その再審理を決定することができる。このことは、弁護士裁判所の裁判の理由中において示さなければならない。
- (4) 弁護士裁判所手続が、第1項第3文により続行されたときは、その終結が確定した弁護士裁判所手続の再審は、弁護士裁判所手続における有罪あるいは無罪の判断がその根拠とした事実認定が、刑事裁判における事実認定と齟齬するときもまたこれをすることができる。検察または弁護士は、刑事裁判所手続における判決の確定後一ヶ月以内に、この再審の申立をすることができる。

第118条a〔弁護士裁判所手続と他の職業裁判権の手続との関係〕

- (1) 他の職業の分限裁判権、名誉裁判権または職業裁判権にも服する弁護士の義務違反については、その義務違反が、主として他の職業の遂行に関係しているものであるときは別に、弁護士に対する弁護士裁判所手続においてこれを裁判する。ただし、その他の職の剥奪または停止に関してはこの限りではない。
- (2) 検察が、このような弁護士に対して弁護士裁判所手続を開始しようとするときは、他の職業の従事者としてのその弁護士に対する手続の開始を所管する検察または官庁に対し、これを通知する。他の職業を所管する検察または手続開始担当官庁が、その弁護士に対して手続を開始しようとしているときは、その弁護士に対する弁護士裁判所手続の開始を所管する検察（第120条、163条第6文）に通知する。
- (3) 分限裁判権、名誉裁判権または職業裁判権を行使する裁判所が、同時に他の職業の分限裁判権、名誉裁判権または職業裁判権にも服する弁護士の義務違反について、自己の管轄の有無を先に宣言し、これが確定しているときは、他の裁判所はこの裁判に拘束される。
- (4) 第1項ないし第3項は、弁護士としての職業を遂行することが許されない公職にある弁護士（第47条）については、これを適用しない。

(5) 連邦公証人法第110条は、その適用を妨げない。

第118条b [弁護士裁判所手続の中止]

弁護士裁判所手続における裁判にとってその判断が本質的重要性を有する問題について、法律が定める他の手続において判断されなければならないとされているときは、弁護士裁判所手続は、これを中止することができる。

第2節 第一審の手続

第1款 総則

第119条 [管轄]

(1) 弁護士裁判所手続第一審については、弁護士裁判所がこれを管轄する。

(2) 弁護士裁判所の土地管轄は、当該弁護士が手続開始のときに所属していた弁護士会の所在地による。

第120条 [検察の関与]

弁護士裁判所手続きにおいては、弁護士裁判所(第119条第2項)がその管轄地域内にある上級地方裁判所の検察が、検察の任にあたる。

第120条a [検察と弁護士会間の相互の通知]

検察および弁護士会理事会は、弁護士が、第114条第1項第3号ないし第5号の弁護士裁判所による懲戒処分が付される可能性のある義務違反を有責に犯した疑いを起こさせる行為におよんだことを知ったときは、ただちに相手方に通知する。

第2款 手続の開始

第121条 [弁護士裁判所手続の開始]

弁護士裁判所手続は、検察が弁護士裁判所に訴追状を提出することにより開始する。

第122条 [手続開始に関する裁判所の判断]

- (1) 検察が、弁護士に対して弁護士裁判所手続きを開始すべきであるとする弁護士会理事会の申立をいれず、あるいは、手続を中止したときは、検察は、弁護士会理事会に対し、理由を付してその判断を通知する。
- (2) 弁護士会理事会は、検察の裁決に対し、その通知から1ヶ月以内に、弁護士法院に対し裁判所の判断を求めることができる。この申立においては、弁護士裁判所手続きの開始を理由づけるはずの事実および証拠方法を示さなくてはならない。
- (3) 検察が、弁護士に対して弁護士裁判所手続きを開始すべきであるとする弁護士会理事会の申立から1ヶ月以内に第1項の判断をせず、かつまた、この期間内に訴追状を提出しないときは、検察は、弁護士会理事会に意見を述べる機会を与える。弁護士会理事会が、3週間以内に、理由を示して捜査手続の迅速な終結が必要かつ可能とし、そして、検察がその後2か月以内に第1文に挙げた判断を下さないときは、弁護士会理事会は、弁護士法院に、弁護士裁判所開始手続についての裁判所の判断を求めることができる。第2項第2文はこれを適用する。この申立は、第114条第1項第3号ないし第5号に掲げた処分に相当するほどの重大な義務違反の疑いがあるときのみ、これを行うことができる。
- (4) 弁護士法院における手続には、刑事訴訟法第173条ないし第175条を準用する。
- (5) 刑事訴訟法第172条は、これを適用してはならない。

第123条 [弁護士による弁護士裁判所手続の開始を求める申立]

- (1) 弁護士は、その義務違反の疑いを晴らすため、自らに対し弁護士裁判所手続を開始するよう検察に申し立てることができる。弁護士は、それに対して強制金の警告もしくはその賦課がなされ(第57条)、あるいは、弁護士会理事会が警告をした(第74条)行為を理由に、この申立をすることはできない

- (2) 検察は、弁護士の申立をいれず、あるいは、手続の打ち切りを決めたときは、その判断を、理由を示して弁護士に通知しなければならない。弁護士は、理由中で責に帰すべき義務違反ありとされながら、弁護士裁判所手続が開始されないとき、または、責に帰すべき義務違反の有無が示されなかったときは、弁護士法院に対し、裁判所の判断を求めることができる。この申立は、判断の通知後1ヶ月以内に、検察にこれを行わなければならない。
- (3) 弁護士法院における手続には、刑事訴訟法第173条第1項および第3項を準用する。弁護士法院は、弁護士の責に帰すべき義務違反が確認されるか否かを、決定をもって裁判する。この決定には理由を付さなければならない。弁護士法院は、弁護士を弁護士裁判所による懲戒に付すべき義務違反の疑いが十分であると判断したときは、弁護士裁判所手続の開始を決定する。検察は、この決定を実施する義務を負う。
- (4) 弁護士法院が、責に帰すべき義務違反はないと判断したときは、弁護士会理事会は、新たな事実もしくは証拠方法に基づいてのみ、同一の経緯について弁護士裁判所手続の開始を求める申立をなし、あるいは、警告を加えることができる。

第124条ないし第129条 [削除]

第130条 [訴追状の内容]

訴追状(本法第121条および刑事訴訟法第207条第3項)には、弁護士に帰すべき義務違反を、これを理由づける事実をあげて記載しなければならない(訴因)。さらに、公判において証拠調べがなされることになっているときは、その証拠方法を示さなければならない。訴追状は、弁護士裁判所における公判手続の開始を求める申立を含む。

第131条 [弁護士法院における公判手続の開始に関する裁判]

- (1) 弁護士裁判所は、公判手続を開始する旨の決定において、訴追を公判に付することを許す。
- (2) 弁護士は、公判手続を開始する旨の決定に対し不服を申し立てることはできない。
- (3) 公判手続を開始しない旨の決定には、理由を付さなければならない。検察は、この決定に対し即時抗告をすることができる。

第132条 [却下決定の確定力]

公判手続の開始が、もはや不服申立のできない決定によって拒絶されたときは、弁護士裁判所手続の開始を求める申立は、新たな事実または証拠方法に基づいてのみ、かつまた、決定が確定した後5年以内に限り、新たにこれを行うことができる。

第133条 [開始決定の送達]

公判手続開始決定は、遅くとも呼出と同時に弁護士にこれを送達しなければならない。刑事訴訟法第207条第3項の場合においては、のちに提出する訴追状についても同様とする。

第3款 弁護士裁判所における公判

第134条 [弁護士欠席の際の公判]

公判は、弁護士が適式に呼び出され、かつ、呼出状において、欠席した場合にも審理が行われることが示されていたときは、出廷しない弁護士対してもこれを行うことができる。公示による呼出は、これをしてはならない。

第135条 [公判の非公開]

- (1) 弁護士裁判所における公判は公開しない。検察が申し立てたときは、これを公開することができ、また、弁護士が申し立てたときは、これを公開しなければならない。公開する場合には、裁判所構成法の公開に関する規定を、その趣旨に従って準用する。

(2) 非公開の公判には、州司法行政機関の代表者、上級地方裁判所所長またはそれから委託を受けた者、上級地方裁判所にある検察の高等官および当該弁護士会の地域内の弁護士は、入廷することができる。弁護士裁判所は、関係者の意見を聴き、傍聴人としほかの者の入廷を許可することもできる。

第136条 [削除]

第137条 [受命裁判官または受託裁判官による証拠調べ]

弁護士裁判所は、その構成員の中の1人に、証人または鑑定人を尋問することを委託することができる。弁護士裁判所は、他の弁護士裁判所または区裁判所に尋問を嘱託することもできる。証人または鑑定人については、検察または弁護士の申立があるときは、公判においてこれを尋問しなければならない。ただし、公判に出頭できないと予測される時、または、著しく遠隔地にあるために出頭を期待できないときは、この限りではない。

第138条 [調書の朗読]

- (1) 弁護士裁判所は、その義務裁量に従い、すでに弁護士裁判所手続または他の法律に定められた手続において尋問を受けた証人または鑑定人の証言を朗読すべきか否かを決する。
- (2) 裁判所の決定が下されるに先立ち、検察官または弁護士は、証人または鑑定人を公判において尋問するよう申し立てることができる。この申し立には、従わなくてはならない。ただし、証人または鑑定人が公判に出頭できないと予測される時、または、著しく遠隔地にあるために出頭を期待できないときは、この限りではない。申立をいれるときは、以前の尋問の調書を朗読してはならない。
- (3) 証人または鑑定人が、受命裁判官または受託裁判官によって尋問されていたときは(第137条)、調書の朗読に対し異議を述べることはできない。ただし、第137条第3文の申し立てが、却下されており、かつ、申立却下の理由が今や存在しないときは、検察官または弁護士は、朗読に対し異議を述べるができる。

第139条 [弁護士裁判所の裁判]

- (1) 公判は、合議に引き続き下される判決の言い渡しをもって終結する。
- (2) 判決は、無罪、有罪または手続き打ち切りをその内容とする。
- (3) 弁護士裁判手続は、刑事訴訟法第260条第3項にかかわらず、以下の場合にはこれを打ち切る。
 1. 弁護士としての認可が消滅したとき(第13条)。
 2. 第115条bにより、弁護士裁判所の懲戒が見送られたとき。

第140条 [書記]

- (1) 弁護士裁判所の公判においては、弁護士が書記の任にあたる。書記の任命は、裁判長、複数の部が置かれているときは事務総括裁判長がこれを行う。弁護士は、その任命を受諾しなくてはならない。
- (2) 弁護士裁判所の部の裁判長は、書記に対し、その最初の職務を行うに先立ち、握手をもって書記としての諸義務の誠実な遂行を義務づける。
- (3) 書記は、その活動にあたり知った事項について、何人に対しても秘密を守らなければならない。第76条は、これを準用する。証言の許可は、弁護士裁判所の部の裁判長がこれを与える。

第141条 [裁判の正本]

弁護士裁判所の裁判の正本および抄本は、弁護士裁判所の部の裁判長がこれを交付する。

第3節 上訴

第1款 弁護士裁判所の裁判に対する上訴

第142条 [抗告]

弁護士裁判所の決定に対し抗告をもって不服申立てができるときは、この上訴の審理とその裁判は、弁護士法院の管轄とする。

第143条 [控訴]

- (1) 弁護士裁判所の判決に対しては、弁護士法院に控訴することができる。
- (2) 控訴は、判決の言渡後一週間以内に弁護士裁判所に書面によりこれを提起しなければならない。判決が弁護士欠席の下で言渡されたときは、この弁護士については、送達のと看からこの期間は進行する。
- (3) 控訴の理由は、書面によってのみこれを述べるることができる。
- (4) 手続については、このほかに、刑事訴訟法の控訴に関する規定および本法第134条、第135条、第137条ないし第139条を、その趣旨に従って準用する。弁護士が控訴し公判に欠席した場合、その弁護士が適式に呼出を受け、かつ、呼出状に欠席した場合の法的効果が明確に示されているときは、刑事訴訟法第329条第1項第1文および第2文ならびに第7項を準用する。ただし、弁護士が公示送達による呼び出しを受けていたときは、この限りではない。

第144条〔弁護士法院における検察の関与〕

弁護士法院における検察としての任には、その弁護士法院が置ている上級地方裁判所または最上級地方裁判所の検察がこれにあたる。

第2款 弁護士法院の裁判に対する上訴

第145条〔上告〕

- (1) 以下の場合には、弁護士法院の判決に対し、連邦通常裁判所に上告することができる。
 1. 判決が、第114条第1項第4号または第5号の処分を科すものであるとき。
 2. 弁護士法院が、検察の申立てに反して、第114条第1項第4号または第5号の処分を課さなかったとき。
 3. 弁護士法院が、判決において上告を許可したとき。
- (2) 弁護士法院は、基本的意義を有する法律問題または弁護士の職務上の義務の問題について裁判した場合にのみ、上告を許可することができる。
- (3) 上告の不許可に対しては、判決の送達後1ヶ月以内に、抗告により独立して不服を申し立てることができる。抗告は弁護士法院に提起しなければならない。抗告状には基本的な法律問題を明確に記載しなければならない。
- (4) 抗告は、判決の確定を妨げる。
- (5) 抗告が認められないときは、連邦通常裁判所は決定により裁判する。抗告が、全員一致で棄却または却下されるときは、その理由を必要としない。連邦通常裁判所の抗告棄却または却下により、判決は確定する。抗告が認容されたときは、上告期間は、抗告についての決定が送達されたときに開始する。

第146条〔上告の提起と手続〕

- (1) 上告は、1週間以内に、弁護士法院に書面によりこれを提起しなければならない。この期間は、判決言渡しのと看から進行する。判決が弁護士欠席の下で言い渡されたときは、その弁護士については、送達のと看からこの期間は進行する。
- (2) 弁護士からの上告にかかる申立ておよび上告理由は、書面をもってのみこれを行うことができる。
- (3) 連邦通常裁判所における手続においては、このほか、刑事訴訟法の上告に関する規定ならびに本法第135条および第139条第3項を、その趣旨に従って準用する。刑事訴訟法第354条第2項の場合には、事件をほかの州の弁護士法院に差し戻すこともできる。

第147条〔連邦通常裁判所において関与する検察〕

連邦通常裁判所の手続における検察としての任は、連邦検事総長がこれにあたる。

第4節 証拠保全

第148条〔証拠保全命令〕

- (1) 弁護士に対する弁護士裁判手続が、弁護士としての認可が消滅したことを理由に打ち切られた場合に、弁護士職の剥奪が認められるはずであったときは、検察の申立てにより、その裁判において同時に証拠保全を命ずることができる。この命令に対しては、不服を申し立てることはできない。
- (2) 証拠調は、弁護士裁判所がこれを行う。弁護士裁判所は、その構成員の中の一人に、証拠調を委託することができる。

第149条〔手続〕

- (1) 弁護士裁判所は、打ち切られた手続が弁護士職の剥奪をもたらすものかどうかの判断を理由づける可能性のあるすべての証拠を、職権で取り調べなければならない。この手続の範囲は、弁護士裁判所がその義務裁量により定め、申立てに拘束されない。この限りにおいては、その処分に不服を申し立てることはできない。
- (2) 証人は、例外が規定されあるいは認められない限り、宣誓をさせうえて、これを尋問しなければならない。
- (3) 検察または元弁護士は、手続に参加しなくてはならない。元弁護士は、EU加盟国またはヨーロッパ経済圏に関する条約加盟国内に滞在し、かつその住所を弁護士裁判所に届け出た場合のみ、証拠保全のために定められた期日を通知するよう求める請求権を有する。
- (4) 〔削除〕

第5節 仮の処分としての業務および代理の禁止

第150条〔禁止の要件〕

- (1) 弁護士に対し、その弁護士職を剥奪する旨の判断が下されると考えられる十分な理由があるときは、決定により、その弁護士に対し、業務もしくは代理の禁止を命じることができる。第118条第1項第1文および第2文は、これを適用しない。
- (2) 検察は、弁護士裁判手続開始に先立ち、業務もしくは代理の禁止を命じるよう申し立てることができる。申立てにおいては、弁護士がその責を負うとされる義務違反ならびに証拠方法を指摘しなければならない。
- (3) その審理および裁判については、弁護士に対する公判手続の開始について裁判しなければならない裁判所または弁護士裁判所手続が係属している裁判所が、これを管轄する。

第150条a〔検察に申立てをさせるための手続〕

弁護士会理事会が、検察に対し、検察が業務もしくは代理の禁止命令の申立てをするよう申し立てたときは、第122条を準用する。ただし、第122条第3項第1文に定めた期間は、2週間とし、その他の検察の活動について第122条第3項第2文が定める期間は、1ヶ月とする。

第151条〔口頭弁論〕

- (1) 業務もしくは代理の禁止を命じる決定は、口頭弁論に基づいてのみこれを下すことができる。
- (2) 呼出しおよび口頭弁論については、以下に別段の定めのない限り、裁判にあたる裁判所の面前での公判に適用される規定を準用する。
- (3) 最初の呼出状には、弁護士がその責を負うとされる義務違反を、これを理由づける事実を示して記載し、また、証拠方法を示さなければならない。ただし、訴追状が弁護士にすでに送付されているときは、これを要しない。
- (4) 証拠調の範囲は、裁判所が、その義務裁量でこれを定め、検察また弁護士の申立てに拘束されない。

第152条〔禁止の評決〕

業務もしくは代理の禁止を命じるには、その評決は、3分の2の多数を要する。

第153条〔公判に引き続いて行われる禁止〕

裁判所が、弁護士職の剥奪を命じる判決を下したときは、その公判に引き続いて直ちに業務もしくは代理の禁止を命じるかについて審理し裁判することができる。弁護士が公判に出席していない場合でも同様とする。

第154条〔決定の送達〕

決定には理由を付さなければならない。決定は、弁護士にこれを送達しなければならない。弁護士が、決定の言渡の際に欠席していたときは、これに加え、言渡後ただちに、理由を省略した決定を送達しなくてはならない。

第155条〔禁止の効力〕

- (1) 決定は言渡と同時にその効力を生ずる。
- (2) 業務の禁止を命じられた弁護士は、その業務を行ってはならない。
- (3) 代理の禁止（第150条第1項）を命じられた弁護士は、裁判所、官庁、仲裁裁判所の面前もしくは他の者に対して、代理人および補佐人として出頭ないしは対面し、あるいは書面のやりとりをし、または、代理権もしくは復代理権を授与してはならない。
- (4) ただし、業務または代理の禁止を命じられた弁護士は、自己の事件、および自己の配偶者、同性パートナーならびに未成年の子の事件を、弁護士による代理が必要とされていない限り、取り扱うことができる。
- (5) 弁護士がした法的行為の効果は、業務禁止もしくは代理の禁止によって、その効力を妨げられない。この弁護士に対してなされた法的行為についても同様とする。

156条〔禁止違反行為〕

- (1) 自己に対して命じられた業務禁止もしくは代理の禁止に故意に違反した弁護士は、特別な事情により、より軽い弁護士裁判所の処分であると認められない限り、弁護士の職を剥奪する。
- (2) 裁判所または官庁は、業務禁止または代理の禁止に反しその面前に出頭してきた弁護士を排斥するものとする。

第157条〔抗告〕

- (1) 弁護士裁判所または弁護士法院の業務もしくは代理の禁止を命じる決定に対しては、即時抗告をすることができる。即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (2) 検察は、業務もしくは代理の禁止を命じることを拒絶する弁護士裁判所または弁護士法院の決定に対し、即時抗告することができる。
- (3) 即時抗告については、不服を申し立てられた決定を弁護士裁判所が下したものであるときは弁護士法院が、また、弁護士法院が下したものであるときは連邦通常裁判所が判断する。手続については、抗告に関する刑事訴訟法の規定の外、本法第151条第1項、第2項および第4項、第152条ならびに第154条を準用する。

第158条〔禁止の失効〕

以下の場合には、業務または代理の禁止はその効力を失う。

1. 弁護士職の剥奪を内容としない判決が下されたとき。
2. 弁護士裁判所における公判手続の開始が拒絶されたとき。

第159条〔禁止の取消〕

- (1) 業務または代理の禁止は、それを命じるための要件が存在しないこと、またはもはや存在しなくなったことが明になったときは、これを取り消す。
- (2) 取消については、第150条第3項により管轄を有する裁判所が裁判する。
- (3) 弁護士が禁止を取り消すよう申し立てたときは、新たな口頭弁論を命ずることができる。この申し立ては、第157条第1項による弁護士の即時抗告についていまだ判断が下されていない間はすることはできない。申し立てを却下する決定に対しては、抗告をすることはできない。

第159条a〔3ヶ月の期間〕

- (1) 弁護士裁判所手続がまだ開始されていない間は、捜査が特に困難もしくは捜査の範囲が特に広範である、あるいはその他の重大な事由により、弁護士裁判手続を開始することができず、かつまた、これらが禁止の継続を正当とする場合に限り、3ヶ月以上にわたって業務または代理の禁止を継続することができる。
- (2) 第1項の場合、弁護士法院が禁止の継続を命じないときは、3ヶ月経過後、禁止を取り消さなければならない。
- (3) 第2項の期間の満了前に弁護士法院に記録が提出されたときは、期間の進行は弁護士法院の裁判があるまで停止する。

第159条b [禁止継続の審査]

- (1) 第159条aの場合において、弁護士裁判所は、禁止の継続が必要と考えるとき、または検察の申立てがあるときは、裁判のために、検察を介して記録を弁護士法院に提出する。
- (2) 弁護士法院の裁判に先立ち、弁護士の意見を聴かなければならない。
- (3) 弁護士裁判所手続がまだ開始されていない間は、弁護士法院は、禁止の継続の審査を、遅くとも3ヶ月ごとに繰り返さなければならない。

第160条 [禁止の通知]

- (1) 業務または代理の禁止を命じる決定は、ただちに州司法行政機関および弁護士会会長に、認証謄本をもって通知しなければならない。弁護士が同時に公証人会にも所属しているときは、認証謄本を州司法行政および公証人会にも遅滞なく送付しなくてはならない。
- (2) 業務もしくは代理の禁止がその効力を失い、または禁止が取り消されあるいは変更されたときは、第1項および第2項を準用する。

第161条 [代理人の選任]

- (1) 必要があるときは、弁護士会が、業務もしくは代理の禁止を命じられた弁護士のために代理人を選任する。選任に先立ち、当該弁護士の意見を聴かなければならない。弁護士は適当な代理人を推薦することができる。
- (2) 第53条第4項、第5項第3文および第4文ならびに第7項ないし第10項は、これを準用する。

第161条a [対象を限定した代理人]

- (1) 弁護士に対して第114条第1項第4号の処分を科す裁判が下されると考えてしかるべき十分な理由があるときは、その弁護士に対し、決定により、特定の法分野における代理人および補佐人としての活動を、仮に禁止することができる。
- (2) 第150条第1項第2文、第2項、第3項、第150条aないし第154条、第155条第1項、第3項ないし第5項、156条ないし第160条は、これを準用する。

第8章 連邦通常裁判所の弁護士

第1節 総則

第162条 [規定の準用]

連邦通常裁判所の弁護士については、以下の規定に特別な定めのない限り、本法第1章ないし第7章を適用する。

第163条 [連邦司法大臣および連邦地方裁判所の管轄]

本法第1章ないし第7章の規定により、弁護士会に委ねられている任務のうち、弁護士職の認可およびその消滅、事務処ならびに代理人または清算人の選任に関わるものについては、連邦司法・消費者保護省がこれにあたる。連邦司法・消費者保護省が、本法51条7項の定める所管機関である。連邦司法・消費者保護省は、州司法行政の任務もまたこれを行う。その他の任には、連邦通常裁判所付置の弁護士会がこれに当たる。義務違反に対

する懲罰手続においては、連邦通常裁判所が弁護士裁判所および弁護士法院に代わる。検察の任には、連邦通常裁判所の連邦検事総長がこれにあたる。

第2節 連邦通常裁判所弁護士の認可

第164条 [認可のための特別の要件]

連邦通常裁判所においては、連邦通常裁判所に置かれる弁護士選考委員会から指名された者のみが、その弁護士として認可を受けることができる。

第165条 [連邦通常裁判所弁護士選考委員会]

- (1) 選考委員会は、連邦通常裁判所長官および連邦通常裁判所民事部裁判長ならびに連邦弁護士会幹部会および連邦通常裁判所弁護士会幹部会の構成員から成る。
- (2) 選考委員会の議長は、連邦通常裁判所長官がこれをつとめる。議長は選考委員会を招集する。
- (3) 招集通知には選考委員会の会議の議事を記載し、少なくとも会議の1週間前に委員に届かなければならない。
- (4) 会議は公開しない。
- (5) 各会議につき議事録を作成する。

第166条 [選考のための推薦名簿]

- (1) 選考は、推薦名簿に基づいて行われる。
- (2) 推薦名簿は、
 1. 弁護士会の推薦に基づいて、連邦弁護士会が、または、
 2. 連邦通常裁判所弁護士会がこれを提出することができる。
- (3) 推薦名簿には、満35歳以上で、弁護士の職を少なくとも5年以上継続して行っている者のみを挙げるることができる。

第167条 [選考委員会の審査]

- (1) 選考委員会は、被推薦者が連邦通常裁判所弁護士としての活動のための物的および人的要件を備えているか否かを審査する。
- (2) 選考の準備のため、選考委員会は委員2名を報告者に選任する。

第167条a [記録の閲覧]

- (1) 推薦名簿に登載された弁護士は、選考委員会の議事録を閲覧する権利を有する。
- (2) 弁護士の人的関係、職業上ならびに経済関係は、弁護士が閲覧することができる別個の報告書にこれを記載する。
- (3) 第58条第2項および第3項は、これを準用する。

第168条 [選考委員会の議決]

- (1) 選考委員会は、連邦通常裁判所に所属する委員の過半数ならびに連邦弁護士会および連邦通常裁判所の弁護士会の幹部会の各構成員の過半数が出席している場合に、決議することができる。決議は単純多数決による。決議は秘密とする。
- (2) 選考委員会は、推薦名簿の中から、連邦通常裁判所での認可を適切と考える弁護士の2倍の人数の弁護士を指名する。
- (3) 指名によって、候補者に、連邦通常裁判所の弁護士としての認可を求める請求権は生じない。

第169条 [選考結果の報告]

- (1) 選考委員会の議長は、選考の結果を連邦司法・消費者保護大臣に通知する。

- (2) 選考委員会が指名した弁護士、連邦通常裁判所での認可を求める申請書は、これを通知書に添付しなければならない。

第170条 [認可申請の裁決]

- (1) 連邦通常裁判所での弁護士としての認可を求める申請については、連邦司法・消費者保護大臣がこれを裁決する。認可は、期間を定めてこれを行うことができる。この期間は、3ヶ月を超えてはならない。
- (2) 認可申請についての裁決は、第10条第1項に掲げたいずれかの理由があるときは、これを中止することができる。
- (3) 認可につき疑義が存在するときのみ、連邦通常裁判所弁護士会会長の意見を聴くことができる。
- (4) 認可については、第166条第3項を準用する。

第171条 [削除]

第3節 連邦通常裁判所弁護士の特別な権利および義務

第172条 [他の裁判所での活動の制限]

- (1) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、連邦通常裁判所、その他の連邦最上級裁判所、最上級裁判所連合部および連邦憲法裁判所においてのみ活動することができる。国際裁判所または各国が共同して設ける裁判所において活動する権利は、これにより妨げられない。
- (2) 連邦通常裁判所の弁護士は、その嘱託が第1項に規定する裁判所によるものであるときは、受託裁判官の面前における手続では、他の裁判所においても活動することができる。

第172条 a [共同事務処]

連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、その間でのみ共同事務処形態を営むことができる。この共同事務処形態には、2名の弁護士のみが所属することができる。

第172条 b [事務処]

連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、連邦通常裁判所の所在地にその事務処を設置し、これを維持しなくてはならない。第14条第3項は、連邦通常裁判所弁護士の認可が撤回されうるとして、これを準用する。

第173条 [代理人および事務処清算人の選任]

- (1) 連邦司法・消費者保護省は、連邦通常裁判所に認可された弁護士を代理人に選任すべきものとする。連邦司法・消費者保護省は、満35歳以上の者で、弁護士の職を少なくとも5年間継続して行っている弁護士もまたこれを代理人に選任することができる。
- (2) 第1項は、事務処の清算人の選任にこれを準用する。連邦通常裁判所の弁護士会が、係属中の依頼に関しては、権利保護を求める市民が第55条を適用する場合よりも不利にはならないよう配慮がなされていることを示したときは、清算人の任命はこれをしない。
- (3) 代理人の選任(第47条第2項、第53条第2項第2文および第5項、第161条第1第1ならびに第163条)については、25ユーロの手数料を徴収する。手数料は、職務行為の終了をもって期日が到来する。手数料は先に徴収することもできる。第192条第2項は、これを準用する。

第4節 連邦通常裁判所弁護士会

第174条 [設立および理事会]

- (1) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、連邦通常裁判所に弁護士会を設立する。連邦通常裁判所での認可期間中、それまでの弁護士会の会員資格は停止する。
- (2) 理事会の理事の人数は、弁護士会事務規則によりこれを定める。第63条第2項は、これを適用しない。

第9章 連邦弁護士会

第1節 総則

第175条〔連邦弁護士会の結成および所在地〕

- (1) 各弁護士会は、連邦弁護士会がこれを統合する。
- (2) 連邦弁護士会の所在地は、その規約により定める。

第176条〔連邦弁護士会の地位〕

- (1) 連邦弁護士会は、公法人である。
- (2) 連邦司法大臣は、連邦弁護士会に対して国の監督を行う。監督は、法律および規約が遵守されているか、わけても連邦弁護士会に課された任務が遂行されているかに限られる。

第177条〔連邦弁護士会の任務〕

- (1) 連邦弁護士会は、法律により課せられたその任務を遂行しなければならない。
- (2) 連邦弁護士会は、特に以下に掲げる義務を負う。
 1. 弁護士会に共通する問題につき、各弁護士会の見解を調査し、共同の討議をつうじて多数見解を確認すること。
 2. 弁護士会の共済制度（第89条第2項第3号）に関するガイドラインを定めること。
 3. 弁護士会に共通するすべての問題につき、連邦弁護士会の見解を、それに関わる裁判所および官庁に対し主張すること。
 4. 官庁および諸機関に対して、弁護士会全体を代表すること。
 5. 立法に関与している連邦の官庁または諸機関もしくは連邦の裁判所の諮問に対し意見を答申すること。
 6. 弁護士会の継続的職務研修を促進すること。

第178条〔連邦弁護士会会費〕

- (1) 連邦弁護士会は、その人的および物的に必要なものを賄うための会費を、各弁護士会より徴収する。
- (2) 会費の額は、総会においてこれを定める。
- (3) 総会は、経済的に弱体な個々の弁護士会に対し、会費の軽減を認めることができる。

第2節 連邦弁護士会の機関

第1款 幹部会

第179条〔幹部会の構成〕

- (1) 連邦弁護士会は、幹部会を置く。
- (2) 幹部会は以下の者からなる。
 1. 会長
 2. 最低3名の副会長
 3. 会計
- (3) 幹部会は事務規則を定める。
- (4) 総会は、より多くの副会長を定めることができる。

第180条〔幹部会の選挙〕

- (1) 連邦弁護士会幹部会は、総会において、連邦弁護士会会員のなかからこれを選出する。
- (2) 詳細は、本弁護士会の規約をもってこれを定める。

第181条〔選出拒否権〕

以下の者は、幹部会の構成員に選出されることを拒否することができる。

1. 満65歳にいたった者。
2. 最近4年間のうちに幹部会の構成員であった者。

第182条〔任期および任期満了前の退任〕

- (1) 幹部会の構成員は、4年の任期をもってこれを選任する。
- (2) 構成員が任期満了前に退任したときは、その任期の残余期間につき新たな構成員を選出する。
- (3) 弁護士は、以下の場合には、幹部会の構成員を任期満了前に退任する。
 1. 当該弁護士が、弁護士会会長の職を失ったとき。ただし、連邦弁護士会会長は、弁護士会理事会の構成員を退任したときに限り、その職を失う。
 2. 当該弁護士がその職を辞任したとき。
当該弁護士は、辞任する旨を、幹部会に対し書面をもって伝えなくてはならない。この辞任の意思の表示は撤回することができない。

第183条〔弁護士職としての幹部会の活動〕

幹部会の構成員は、その活動を無報酬で行う。ただし、幹部会は、その行為と結びついた損失に対する相当な補償および旅費手当を受ける。

第184条〔幹部会構成員の守秘義務〕

幹部会の構成員および連邦弁護士会の職員の守秘義務については、第76条を準用する。

第185条〔会長の任務〕

- (1) 会長は、裁判上および裁判外において連邦弁護士会を代表する。
- (2) 会長は、連邦弁護士会とその幹部会の事務を取り扱う。会長は、幹部会および連邦弁護士会総会の決議を実行する。
- (3) 会長は、幹部会の会議および総会において議長を務める。
- (4) 会長は、連邦司法大臣に対し、毎年、連邦弁護士会および幹部会の活動についての報告書を提出する。会長はまた、幹部会の選挙結果を連邦司法大臣に報告する。
- (5) 連邦弁護士会の規約により、会長に対してその他の任務を委ねることができる。

第186条〔会計の任務〕

- (1) 会計は、幹部会の指示に従い、連邦弁護士会の財産を管理する。会計は、金銭を受領する権限を有する。
- (2) 会計は、収入および支出ならびに財産管理につき、毎年総会で決算報告をしなければならない。

第2款 総会

第187条〔会員総会〕

連邦弁護士会は、通常、総会においてその決議を行う。

第188条〔総会における弁護士会の代表〕

- (1) 各弁護士会は、総会においては、その会長がこれを代表する。
- (2) 弁護士会会長は、他の理事がこれを代理することができる。

第189条〔総会の招集〕

- (1) 総会は、会長が書面によりこれを招集する。会長は、少なくとも3弁護士会が、総会で審議すべき案件を明示した上で、書面により総会の招集を求めるときは、これを招集しなければならない。
- (2) 招集にあたっては、総会において決議を予定している案件を明示しなければならない。
- (3) 総会は、総会の開催を予定している日の少なくとも3週間前に、これを招集しなければならない。この場合、招集通知を発送する日および総会の開催日は、これを算入しない。
- (4) 緊急の場合には、会長は、これより短い期間で総会を招集することができる。この場合には、第2項の規定は、これを遵守する必要がない。

第190条〔総会の決議〕

- (1) 各弁護士会は、1票の議決権を有する。

- (2) 総会が決議するための要件は、規約をもってこれを定める。
- (3) 総会の決議は、規約に別段の定めがない限り、単純多数決でこれを決する。総会において行われる選挙についても同様とする。選挙にあたり同数のときは、くじによってこれを決する。
- (4) 個々の弁護士会に経済的負担を課する決議は、総会が全員一致でのみこれを行うことができる。ただし、弁護士会の負担額および幹部会構成員の損失補償ならびに旅費手当の額を確定する決定については、このかぎりではない。
- (5) 総会の決議および選挙の結果については、議事録を作成し、議長および書記となった副議長がこれに署名しなければならない。

第191条 [削除]

第3款 規約委員会

第191条 a [設置とその任務]

- (1) 連邦弁護士会に、規約委員会を置く。
- (2) 規約委員会は、その職業上の義務に配慮しつつ、第59条bに定めるところに従い、弁護士の職業の実践に関する職業規則を、規約として定める。
- (3) 規約委員会は、事務規則を定める。
- (4) 規約委員会は、議決権のない連邦弁護士会の会長および弁護士会の会長、および、第191条bによって弁護士会の総会において選出された議決権をもつ構成員からなる。

第191条 b [議決権を有する規約委員会の構成員の選挙]

- (1) 議決権をもつ規約委員会の構成員の数は、弁護士会会員の数により定める。会員2000人につき各1名の規約委員会の構成員を選出する。弁護士会会員の数は、選挙が行われる年の1月1日をその基準日とする。
- (2) 規約委員会の議決権をもつ構成員は、弁護士会の会員が、推薦を受けた会員の中から、秘密かつ直接の書面による選挙によって選出する。推薦は、少なくとも10名の会員の署名を要する。連邦通常裁判所弁護士会の会員の推薦については、その会員の数は、最低3名とする。多数を得た候補者を当選人とする。
- (3) 第65条、第66条、第67条、第68条第1項、第69条第1項、第2項および第4項、第75条および第76条は、これを準用する。議決権をもつ規約委員会の構成員が退任したときは、次点で落選した会員が、規約委員会に加わる。

第191条 c [召集と議決権]

- (1) 規約委員会は、連邦弁護士会の会長が、書面によりこれを召集する。
- (2) 連邦弁護士会の会長は、少なくとも5弁護士会、または、議決権をもつ規約委員会の構成員の4分の1が、規約委員会において審議される予定の案件を示して、書面により求めたときは、規約委員会を召集しなくてはならない。その後の手続には、第189条を準用する。

第191条 d [委員会の運営および決議]

- (1) 委員会の議長は、連邦弁護士会会長がこれにあたる。委員長は、構成員の中から書記を定める。
- (2) 規約委員会は、議決権を持つ構成員の5分の3の出席の下、決議することができる。
- (3) 職業規則に関する決議は、議決権をもつ構成員すべての過半数をもってこれを決し、その他の決議は、出席した議決権をもつ構成員の過半数をもってこれを決する。各構成員は、1票とし、指示に拘束されず、かつまた、その票を個人の判断に基づいてのみ投じることができる。代理は、これを認めない。
- (4) 規約委員会が行った決議の文言は、これを書面に作成し、議長および書記が署名した上で、連邦弁護士会の事務局にこれを保管しなくてはならない。

(5) 規約委員会が行った決議は、連邦弁護士会が告示のために定めた報道用の機関誌にその広告がなされた日から3ヶ月目の初日に発効する。

第191条 e〔監督官庁による規約委員会の決議の審査〕

規約は、連邦司法・消費者保護省が規約またはその一部を取り消さない限り、連邦司法省に対して通知したときより、3ヶ月が経過した後に発効する。

第3節 調停

第191条 f〔調停〕

- (1) 連邦弁護士会に、弁護士会会員とその依頼者間の紛議を調停するための独立の機関を設ける。この機関の名称は、「弁護士調停所(Schlichtungsstelle der Anwaltschaft)」とする。
- (2) 連邦弁護士会会長は、単独または合議体として活動する一あるいは数名の調停人を任命する。単独で活動する調停人は、裁判官資格を有する者のみとし、加えて、弁護士または調停人の職に就く以前3年のうちに弁護士であった者、あるいは、連邦弁護士会、弁護士会または弁護士団体において主たる職業または副業として活動または調停人の職に就く以前3年のうちに活動していた者をこれにあててはならない。調停が合議で行われるときは、少なくとも1名の調停人は、裁判官資格を有していなくてはならない。弁護士は最高でもその構成員の半数までとする。弁護士ではない合議体の構成員には、調停人の職に就く以前3年のうちに弁護士ではなかった者、あるいは、連邦弁護士会、弁護士会または弁護士団体において主たる職業または副業として活動しておらずまたは職に就く以前3年のうちに活動していなかった者のみをこれにあてることができる。弁護士会または弁護士団体の理事、あるいは、連邦弁護士会、弁護士会または弁護士団体において主たる職業または副業として活動している者は、合議体を構成員する弁護士となることはできない。
- (3) 連邦弁護士会、弁護士会、弁護士会及び消費者団体の代表により構成される諮問委員会を設置する。その他の者を委員に委嘱することができる。弁護士は多くとも諮問委員会の半数までとする。調停人の任命及び規約の制定ならびに改訂に先立ち、規約委員会が意見を表明する機会を与えなくてはならない。諮問委員会は、調停人の任命及び規約の改廃につき独自の提案することができる。
- (4) 弁護士調停所は、年次活動報告を公表する。
- (5) 連邦弁護士会総会は、次の原則に従い、調停所の機関の詳細、諮問委員会のその他の諮問委員の任命を含む諮問委員会の設置とその任務調停人々名の詳細、事務配分の詳細及び調停手続きの詳細を、規約をもって定める。
 1. 調停所の独立を通じて、公正な取り扱いが確保されること。
 2. 関係人は、事実とその評価を提出することができ、かつ法的審問が確保されること。
 3. 調停人及びその補助者は、調停手続きで知った情報の秘匿性を確保すること。
 4. 調停手続きの実施を第73条2項3号の斡旋手続きにかからせないこと。
 5. 調停手続きは迅速であり、関係者には無料で行われること。
 6. 調停は、いずれにしても財産権上の事件については、1500ユーロまで認められること。
 7. 利害関係を有する者は、手続き規則を入手できること。

第10章 弁護士事件における費用

第1節 弁護士会における行政手続の手数料

第192条〔手数料と表の徴収〕

- (1) 弁護士会は、本法が定めるその職務行為、特に弁護士職の認可および代理人の選任の申立ての処理ならびに専門弁護士を名乗ることの許可を求める申立ての審査に関し、行政費用をまかなうため、定額の手数料

と経費を徴収することができる。2013年8月14日までの文言での行政費用法を、費用に関する命令の一般原則（2013年8月14日までの文言での行政費用法第2条ないし第7条）は第89条第2項第2号に基づく規約の制定に際し準用されるとして、これを適用する。

第2節 行政法上の弁護士事件における裁判所手続の費用

第193条〔裁判所費用〕

行政法上の弁護士事件においては、本法の附属資料の手数料表に従い、手数料を徴収する。そのほかに関しては、本節に別の定めがない限り、行政裁判権の裁判所に於ける手続での費用に適用される裁判所費用法の規定を準用する。

第194条〔手数料の支払時期、その軽減または免除〕

- (1) 訴額は、裁判所費用法52条により定める。その確定は職権をもって行う。
- (2) 弁護士認可を求める訴えもしくはその取り消しまたは撤回に関する手続では、訴額は5万ユーロとする。裁判所は、個々の事件の諸事情、わけても事件の範囲および意義ならびに原告の財産・収入関係を考慮して、訴額を増減することができる。
- (3) 訴額の確定に対し、不服を申し立てることはできない。裁判所費用法第63条第3項は、変更を受けない。

第3節 弁護士裁判所手続の費用、および、強制金の警告もしくは賦課または叱責について弁護士裁判所の判断を求める申立てに関する手続の費用

第195条〔裁判費用〕

弁護士裁判所手続、および、叱責について弁護士裁判所の判断を求める申立てに関する手続（第74条a第1項）、ならびに、強制金の警告もしくは賦課（第57条第3項）に関する手続については、本法の添付資料の手数料表によりその手数料を徴収する。その余については、刑事事件の費用に適用される裁判所費用法の規定を準用する。

第196条〔弁護士裁判所手続の開始を求める申立てにおける費用〕

- (1) 検察の決定について裁判所の判断を求める申立て（第123条第2項）を取り下げた弁護士には、この手続により生じた費用の負担を命じなければならない。
- (2) 第122条第2項および第3項、第150条aまたは第161条a第2項の場合における弁護士裁判所の判断を求める弁護士会の申立てをしりぞけるときは、申立てに関する手続より生じた費用は、弁護士会にその負担を命じなければならない。

第197条〔処分を受けた者の費用負担義務〕

- (1) 弁護士裁判所手続において処分を命じる判決を受けた弁護士には、同時に手続において生じた費用の全部または一部の負担を命じなければならない。弁護士職の認可の消滅により、弁護士裁判所手続を打ち切るにあたり、それまでの手続の結果に照らすと、弁護士裁判所の処分を課すことが正当と思われるときも、また同じ。これらの場合においては、証拠保全を目的とする付随手続（第148条、第149条）において生じたものもまた、弁護士裁判所手続の費用とする。手続が、第139条第3項第2号により、打ち切られたときは、裁判所がそれを適切と考えるときは、手続において生じた費用の全部または一部を弁護士に負担させることができる。
- (2) 弁護士裁判所手続において、上訴を取り下げまたは敗訴した弁護士には、同時にこの手続で生じた費用の負担を命じなくてはならない。上訴の一部が認められたときは、この費用のうち適切な部分を、当該弁護士に負担させることができる。
- (3) 確定判決をもって終結した手続の再審を求める申立てにより生じた費用については、第2項を準用する。

第197条a〔強制金の警告もしくは賦課または叱責について弁護士裁判所の判断を求める申立てに関する手続における費用負担義務〕

- (1) 強制金の警告もしくは賦課または叱責につき弁護士裁判所の判断を求める申立てを棄却するときは、第197条1項第1文を準用する。弁護士裁判所は、その処分を課したたことで叱責が無効であることを確認し(第74条a第5項第2文)、あるいは、叱責の決定を第74条a第3項第2文により取り消す場合において、適切と考えるときは、その手続より生じた費用の全部または一部を弁護士に負担させることができる。
- (2) 弁護士が、弁護士裁判所の判断を求める申立てを取り下げ、もしくはその申立てが不適法として却下された場合には、第197条第2項1文を準用する。
- (3) 強制金の警告または賦課を取り消すときは、弁護士のやむを得ない経費は、弁護士会にその負担を命じなくてはならない。第74条a第3項第2文の場合を除き、叱責の決定を取り消すとき、または、弁護士裁判所手続において弁護士に処分を課さない旨の判決がなされたため、あるいは、第115条a第2項第2文の定める理由から叱責の無効が確認されたとき(第74条a第5項第2文)もまた同じ。

第198条〔弁護士会の責任〕

- (1) 弁護士および第三者のいずれにも負担させることができず、または、弁護士から徴収することができない経費は、当該弁護士が所属する弁護士会がこれを負担する。
- (2) 弁護士裁判所における手続では、弁護士会は、証人および鑑定人に対し、それらに生じた補償金または報酬につき、刑事訴訟法により国庫の責任を生じさせるときと同じ範囲で責任を負う。呼出を受けた者の所在地が著しく遠方であるときは、申立てにより、その者への前払を認めなくてはならない。

第199条〔弁護士裁判所における手続費用の確定〕

- (1) 弁護士裁判所における手続で弁護士が負担しなければならない費用の額は、弁護士裁判所の部の裁判長が、決定をもってこれを確定する。
- (2) 弁護士は、確定決定に対し、決定の送達から2週間の不変期間内に、異議を申し立てることができる。異議については、決定をした部の裁判長が所属する弁護士裁判所が、これを裁判する。弁護士は、弁護士裁判所の裁判に対し、即時抗告をすることができる。これらの手続では、手数料は徴収しない。費用は償還しない。

第200条ないし第203条〔削除〕

第11章 弁護士裁判所の処分の執行とその費用。記録の抹消

第204条〔弁護士裁判所の処分の執行〕

- (1) 弁護士職の剥奪(第114条第1項第3号)は、判決の確定をもってその効力を生じる。その判決を受けた者は、確定証明を付した判決主文の認証謄本に基づき、弁護士会名簿から抹消される。
- (2) 訓告および戒告(第114条第1項第1号および第2号)は、判決の確定をもって執行されたものとする。
- (3) 反則金(第114条第1項第3号)は、弁護士裁判所の部の裁判長が付与する確定証明を付した判決主文の認証謄本に基づき、民事事件における判決の執行に適用する規定に従い、これを執行する。執行には、弁護士会がこれにあたる。
- (4) 反則金の徴収は、手続が確定力をもって終結したことにより、弁護士がその弁護士職を失ったことによつて妨げられない。
- (5) 特定の法領域において代理人および補佐人として活動することの禁止(第114条第1項第3号)は、判決の確定によりその効力を生ずる。第150条または第161条aにより命じられた仮の禁止の期間は、これを禁止期間に算入する。

第205条〔費用の徴収〕

- (1) 弁護士裁判所の手続において生じた費用は、確定決定（第199条）に基づき、第204条第3項に従って、これを徴収する。
- (2) 弁護士法院または連邦通常裁判所において生じた費用は、裁判所費用の徴収に適用される規定に従い、これを徴収する。弁護士法院において生じた費用は、それが置かれている上級地方裁判所を所管する執行官署が、これを徴収しなければならない。
- (3) 第204条第4項は、これを準用する。

第205条 a [抹消]

- (1) 当該弁護士に関して作成される記録における訓告を受けた旨の記載は5年後、戒告または反則金の記載は10年後に、それらが併科された場合であっても、これを抹消しなければならない。この弁護士裁判所の処分に関する事件の経過は、その弁護士に関して作成される記録から除籍し、廃棄しなくてはならない。この期間が経過した後は、新たな弁護士裁判所の処分にあたり、もはやこれを顧慮してはならない。
- (2) 期間は、弁護士裁判所の処分に対する不服申立てができなくなった日から開始する。
- (3) 期間は、その弁護士に対し、刑事手続、弁護士裁判所手続もしくは職業裁判手続または分限裁判手続が係属し、あるいは、他の職業裁判所の処分、弁護士兼公証人にあつては分限処分を顧慮することが許され、または、反則金の支払いを命じる判決がまだ執行されていないときは、完了しない。
- (4) 弁護士は、期間の経過後は、弁護士裁判所の処分を受けなかったものとみなす。
- (5) 第1項ないし第4項は、弁護士会理事会の叱責についても、これを準用する。その期間は5年とする。
- (6) 刑事裁判所の有罪の判決、および、刑事上罰すべき行為、秩序違反あるいは職業上の義務違反で、弁護士裁判所の処分または警告の対象とはならなかったものをその理由とするその他の手続における裁判についての記載、ならびに、弁護士会の教示についての記載は、当該弁護士の申立てに基づき、5年後にこれを抹消する。第1項第2文、第2項および第3項は、これを準用する。

第12章 他国からの弁護士

第206条 [事務所の設置]

- (1) その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を営む世界貿易機関の加盟国の国民は、申立てに基づいて、その事務所がある地を管轄する弁護士会に入会したときは、出身国におけるその職業の称号を用いて、出身国法および国際公法の領域における法的サービスをするために、ドイツにその事務所をおく権限を有する。連邦司法省は、連邦参議院の同意を得ることなく、その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を、命令をもって定める権限を有する。
- (2) その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を営むその他の国の国民については、出身国との相互の保証があるときには、その法的サービスの権限を出身国法に限定するとの処置の下、第1項を準用する。連邦司法省は、連邦参議院の同意を得ることなく、この規定を適用する国および当該職業を、命令をもって定める権限を有する。

第13章 経過規定および最終規定

第207条 [手続、職業上の地位]

- (1) 弁護士会への入会については、州司法行政機関がこれを判断する。申請には、当該職業に従事していることとの原資格国の所管官庁の証明書を添付しなくてはならない。この証明書は、毎年これを州司法行政機関に提出しなくてはならない。弁護士会の会員が、この義務に従わず、あるいは、第206条の要件を欠くに至ったときは、弁護士会への入会は、これを取り消さなくてはならない。
- (2) 申請についての採決、入会後の法的地位ならびに入会の撤回および取消に関しては、本法のうち、第4条ないし第6条、第12条、第12条 a、第3章、第4章、第5章第4節、第6章、第7条、第10章、第

11章および第13章を、その趣旨に従い準用する。第114条第1項第4号、第150条および第161条aに基づく代理の禁止は、本法の施行域内についてこれを言渡さなくてはならない。弁護士職の剥奪(第114条第1項第5号)には、本法の施行域内における他人の法律事件の取り扱いの禁止をもってこれに代える。本処分を受けた者は、この裁判の確定をもって、弁護士会会員の地位を失う。

- (3) この弁護士は、その職業称号を表示する際には、出身国を明示しなくてはならない。弁護士は、業務上のやりとりにおいて、同時に「弁護士会会員」と表示することができる。

第208条 [州法に基づく当事者の代理および補佐の制限]

州法により、仲介人手続、その他の和解または勧解手続において、代理人あるいは補佐人は認めない旨が規定されているときは、弁護士にもこれを拡張することができる。州法の規定に基づき、弁護士を代理人または補佐人として認めないとすることができる。

第209条 [法律相談法による許可を受けた者の会員資格]

- (1) 範囲の制限なく、あるいは単に社会法および社会保障法のみを除き、法的サービスを業として提供する許可をもつ自然人は、申請に基づき、その事務所の地を管轄する弁護士会に入会することができる。この者は、業務上のやりとりにおいて、同時に「弁護士会会員」と表示することができる。申請についての採決、入会後の法的地位ならびに入会の撤回および取消に関しては、本法のうち、第4条ないし第6条、第12条、第12条a、第3章、第4章、第5章第4節、第6章、第7章、第10章、第11章および第13章を、その趣旨に従い準用する。許可の保持者は、第43条c第1項第2文にあげられた領域に関する特別の知見があることを、第43条c第1項第2文に規定されている領域のうち最高2つまでについて「専門領域」という表示を付加して、示すことができる。
- (2) 弁護士会への入会は、許可の保持者の申請に基づき、これを取り消す。取消は、業として法的サービスを提供する許可に影響を及ぼさない。取消の裁決は、許可の保持者に対して弁護士裁判所手続が継続している間は、これを停止する。
- (3) 事務所の地を変更するときは、許可の保有者の申請に基づき、許可において定めるその地のみを変更する。変更は、新たな事務所地として選ばれた地に置かれている弁護士会がこれを行う。この変更とともに、許可の保持者は、新たに管轄することになった弁護士会の会員となる。

第210条 [弁護士会の存続]

2009年9月1日に存在した弁護士会は、その所在地が上級地方裁判所の所在地にないものでも存続する。

第211条ないし第213条 [削除]

第214条 [裁判官資格保持要件の免除]

- (1) 1996年9月9日までに、1990年9月13日の弁護士法(GBLNr.61.S.1504)4条により、弁護士認可を受けるための専門的要件を満たした者も、弁護士として活動する資格を有する。
- (2) 1990年9月13日の弁護士法に基づき認可をすでに受けている弁護士、または第1項に基づいて認可を受ける弁護士は、第93条第1項第3文及び第101条第1項第2文に定める裁判官資格の要件を充足する。

第215条 [経過規定]

- (1) 2009年9月1日より前に開始していた弁護士事件に関する行政手続は、別段の定めがない限り、この日の状況において、この日より適用となる文言の本法に従って続行する。同年8月31日まで適用された法に基づいてなされた処分は、その効力を保持する。同年9月1日より前に開始していた弁護士事件に関する行政手続には、同日まで適用の費用法上の規律を引き続き適用する。
- (2) 2009年9月1日より前に下された裁判に対する不服の適法性に関しては、その後の手続も含め、同日まで適用の法による。

- (3) 2009年9月1日より前に提起されていた行政法上の弁護士事件に関する裁判所手続きには、費用法上の規律も含め、同日まで適用されていた法に基づき続行する。
- (4) 第31条第3項第2号及び第3号に基づく、事務処ならびに支所を記載すべき弁護士会の義務は、2017年1月1日より生じる。第31条aは、第46条aにより弁護士会の会員が団体内弁護士(Syndikusanwalt)として登録された場合には、2016年10月1日よりこれを適用する。
- 第216条ないし第237条 [削除]